

議 事 日 程 (第 1 号)

平成26年12月17日 (水曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
専第8号 平成26年度東白川村一般会計補正予算 (第6号)
専第9号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第7 議案第87号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第8 議案第88号 東白川村太陽光発電設備維持管理基金条例について
- 日程第9 議案第89号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第90号 平成26年度東白川村一般会計補正予算 (第7号)
- 日程第11 議案第91号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算 (第5号)
- 日程第12 議案第92号 平成26年度東白川村介護保険特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第13 議案第93号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算 (第5号)
- 日程第14 議案第94号 平成26年度東白川村下水道特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第15 議案第95号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第16 議案第96号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第17 発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書について
- 日程第18 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第19 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員 (7名)

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	松岡安幸	会計管理者	安江誠

総務課長 安江 宏

村民課長 小池 毅

産業建設課長 樋口 章久

教育課長 伊藤 保夫

国保診療所
事務局長 安江 良浩

監査委員 安江 正彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書記 今井 修輔

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成26年第4回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、6番 今井保都君、7番 安江祐策君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの3日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成26年12月17日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成26年8月分、9月分及び10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成26年8月分、9月分及び10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成26年9月25日、平成26年10月24日及び11月21日。

3. 検査の結果 平成26年8月末日、9月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高、並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

続きまして、一番最後にあります定例監査の結果を行います。

定例監査結果報告。

地方自治法第199条第4項の規定により、平成26年10月21日、22日及び同月27日、28日の4日間実施した定例監査の結果は、次のとおりである。よって、同法第199条第9項の規定により報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見書を付する。平成26年12月17日、東白川村監査委員 安江正彦、同じく今井保都。東白川村長 今井俊郎様、東白川村議会議長 服田順次様。

監査の主眼 1. 事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。

2. 最小の経費で最大の効果を上げているかの確認。

3. 行政の組織及び運営の合理化が図られているかの確認。

4. 工事が適正に行われているかの確認。

監査の方法。

前半（書類審査）。

1. 平成26年9月末の各会計の予算執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。

2. 平成26年9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。

3. 平成26年9月末の財産台帳、備品台帳、出張整理簿、休暇整理簿等の整理状況の監査。

4. 平成25年度末の村税等の滞納分が平成26年に確実に調定され収入督促されているかの監査。

5. その他関連する必要事項の監査。

後半（現地監査）。

1. 出先機関の活動状況、農林業施設、福祉施設、体育施設の利用状況及び維持管理状況、村営住宅及び地域施設の管理状況等の監査。

2. 平成26年度各工事の進捗状況と平成25年度下半期の各工事の維持管理状況の監査。

監査の結果。

1. 予算の執行状況及び預金等の管理状況。

平成26年度一般会計と特別会計を合わせた予算現額は38億6,862万7,000円で、平成26年9月末現在の予算執行状況は、収入済額22億9,604万5,901円、支出済額14億5,473万2,062円、歳計外現金会計の差引残高を合わせた残高は8億5,812万9,981円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協東白川支店で、定期預金5億円、普通預金3億5,773万1,581円、当座預金1,552円、土地開発基金へ貸し出し39万6,848円であります。歳出予算執行率は37.6%で、前年度同期と比較すると2.4ポイント下回っています。

基金管理状況は、前年度同期と比較すると4億484万6,000円増の14億6,816万1,000円です。その内容は、定期預金22口、普通預金2口、国債1口であります。基金が大幅に増加したのは、25年度に社会福祉医療施設等整備基金2億円の増加及び平成26年度前期に財政調整基金2億円を増加したことが主な要因です。

出資証券等の管理状況は、前年度同期より464万8,000円減の1億1,815万6,000円ですが、減少理由の主なものは可茂ふるさと基金出資金と岐阜県医師会土地債権が運用の見直しにより返還されたことや岐阜エフエム放送が解散による清算終了により消滅したためであります。その内容は、出資証券13団体、証書50枚1,299万4,500円、株券8団体、50枚1億216万1,500円、債権1団体300万円です。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は、的確であり正確であることを認めます。

2. 平成25年度に発生した村税等の滞納額が26年度において正確に調定され、歳入の督促が行われているかについて。

平成25年度末の村税等の滞納繰越額は約3,364万円であり、それが26年度に適正に調定され歳入の督促がなされているかを調査しました。調定額については決算審査の折に確認していますが、納入の督促については、9月末で約250万円が納付されていました。

なお、村税等の主なものの9月末の滞納額は、次のとおりです。

村税1,343万2,925円、括弧の中は省略します。国民健康保険税1,806万120円、介護保険はゼロ、CATV使用料180万1,510円、有線放送電話使用料1万5,800円、簡易水道使用料25万9,310円、後期高齢者医療保険料4万2,600円、合計で3,361万2,265円、前年度は3,557万6,975円でした。

村税等の滞納状況を前年度と比較しますと196万円ほど減少しています。年々滞納額が減少しており、村税等滞納整理対策連絡会議等での担当課の努力に敬意を表しますが、まだまだ多額の滞納がありますので一層の努力をお願いします。

3. 村が交付している補助金が適正に執行されているかの確認について。

今回の定例監査では、村が交付している補助金について重点的に調査しました。

地方自治法では、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、補助することができる」とされています。公益上必要であるか否かは、地方公共団体の長及び議会が個々の事例に即して認定することになりますが、全くの自由裁量行為ではなく、客観的にも公益上必要であると認められなければならないとされています。

村では、25年度に約90の事業に補助金が交付されています。

補助金は、分類すると、事業費補助、それから運営費補助、その他になります。定住促進住宅事業、防霜施設整備補助金などは事業費補助になります。また、社会福祉協議会への補助金、文化協会補助金などは運営費補助になります。いずれも、補助を受けようとする団体、個人は補助申請を行い、事業が完了すれば実績報告を行います。

このことは補助金交付規則、あるいは要綱に定められています。各課が担当する補助事業のうち

20事業の内容を精査しました。事業費補助のうち、環境整備支援事業などでは、領収書のコピーも添付され、わかりやすいものになっていました。その他の事業費補助もおおむね良好とと思いました。

反面、運営費補助の一部では、実績報告書に総会の資料は添付されていましたが、補助金の使途がわかりにくいものがありましたので、交付団体に補助対象経費の明細を示し、収支決算書で内容がわかるものを作成するなど検討するよう指示しました。担当者が確認しやすいものにすることが事務の簡素化につながると思います。

次に、現地監査で気づいたことを申し上げます。

平成25年度の決算審査で指示しました神土沓掛場向かいの遊歩道工事は、その後、危険箇所が整備され、通行できるようになっていました。変化のある立派な遊歩道とされますので、中川原水辺公園との一体的な活用が望まれます。

2. 村の建物、施設（運動場、公園など）は数多くあります。その維持管理については、直営、指定管理者制度、あるいは住宅等のように個人で行われているものなどさまざまです。現在利用されている施設の管理状況はおおむね良好と思いますが、利用の少ない運動場など管理が十分でないところもありましたので、管理の方法等を検討するようお願いしました。

また、炭焼き小屋など現在では利用されていない施設もあります。このまま放置すると危険な場合もあると思われまますので、補助事業で実施した施設もありますので今後の扱いを検討するよう指示しました。

結び。

平成26年度の定例監査は、例年どおり書類審査、現地監査に分け、4日間実施しました。それぞれ担当課長、担当者には多忙の中、懇切丁寧に説明をいただき、また多くの資料を提出いただきありがとうございました。

現在、景気は緩やかな回復基調とされています。円高から円安でデフレ脱却の半ばとも言われています。確かに株価の上昇、大企業では賃金アップなどの兆しは見えますが、中山間地では景気の回復の実感はありません。反面、燃料費の高騰など家計を圧迫しているようにも見えます。

今、盛んに地方創生が叫ばれています。具体的な対策はわかりませんが、期待はしたいものです。

4月に新しい村長が誕生し、新しい感覚で村政運営が進められています。あわせて第5次総合計画の策定が行われています。

過去に整備した道路、橋梁、簡易水道、CATVなど今後更新が必要な施設が多くありますし、新たに必要とする施設も多くあると思います。限られた財源で、いかに村民の期待に応えるかが大きな試金石になると思います。

既に27年度の予算編成も始まっていると思いますが、英知を結集し、村民がひとしく、物心両面において豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し、意見とします。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件を御説明申し上げます。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げていきます。

1. お松さま祭り、地域の活性化に資する、茶の里会館周辺、平成26年12月23日、議員全員。
2. 東白川村消防団出初式、地域の防火防災に資する、はなのき会館、平成27年1月4日、議員全員。
3. 平成27年東白川村成人式、新成人を祝すとともに、青少年の健全育成に資する、はなのき会館、平成27年1月11日、議員全員。
4. 中学校ふるさと学習発表会、生徒の健全育成に資する、東白川中学校、平成27年1月21日、安江祐策。

下段におきましては、既に議長決裁によって派遣が終了しておりますので読み上げませんが、それぞれ皆さん方、目を通しておいていただきたいと思います。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合、変更事項について議長一任をお願いできますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議

長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（服田順次君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

順番に質問を許可します。

4番 樋口春市君。

〔4番 樋口春市君 一般質問〕

○4番（樋口春市君）

今回は、村の荒廃地を減少させていくためについて質問をさせていただきます。

村では、現在高齢化が進むと同時に、後継者がいないことでさまざまところで支障が出てきているのが現状であります。

村の環境、景観整備事業、新規就農者への助成など、荒廃地減少に向けての施策に取り組まれてきておりますが、年々荒廃地がふえてきているのが現状でございます。

新たな取り組みとして、大明神地区と親田地区が有志を募り、集落営農を設立され、地域の荒廃地を少しでもなくし、先祖から受け継いだ農地をしっかりと守っていく取り組みを始められたことに対し大いに期待されると思いますが、その地域のリーダー、農地の地形など、さまざまな事情もあって、全ての地域がすぐにこうした取り組みに着手できないと思います。

現在、高齢者世帯、独居世帯の多くの方は、農地の荒廃、家の周囲の荒廃には大変気にされ、シルバー人材や近隣の方に依頼をされ整備に努められてきておりますが、このところの物価の上昇、消費税増税など、年金生活の方々にとりましては生活をしていくのがやっとなで、環境、景観のことを考える余裕などないのが現状であります。こうした現状を重く受けとめ、今後の村の環境、景観を守っていく施策を講じていただきたいと思います。

集落営農の取り組みにつきましても、村全体に広がりを見せることのできるようにサポートしていただきたいと思います。今後、高齢者世帯、独居世帯への支援、集落営農の推進をどのように進めていかれるお考えかをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口議員の御質問にお答えをします。

3つの質問をいただいたと思います。

初めに集落営農の取り組みについて、今後どのような対策を講じるつもりかという質問についてお答えをします。

遊休農地や農地の荒廃対策については、従来から耕作放棄地対策支援事業として、農地流動化奨励金制度を実施するとともに、中山間地直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、農地を守ることに付いて施策を講じてきていることは、議員も御承知のことと思います。

特に26年度には、6月の補正予算で集落営農システム確立事業を認めていただき推進を図ってきたところですが、地元の皆さんの熱意や深い御理解、そして可茂農林事務所、めぐみの農協の御指導にも支えられて、大明神と親田において集落営農組合が発足することができました。このことについては、私も村の農地を守ることを村政の柱の一つに掲げているといった立場からいっても大変うれしいことであり、この活動を先進事例として他の地域にも広げていただき、推進してまいりたいと思っております。この方法こそが村の水田と米づくりを守る方法と確信をしているところであります。

さて、来年度以降についてですが、集落座談会や集落営農組合の設立総会でも要望いただいております。以下、4本の推進策や助成を実施したいと考えております。

1つ目は、集落営農設立と運営を軌道に乗せるための指導と助言を行うため、専任の職員を配属してまいりたいと思っております。農業を熟知し、地域のこともよくわかっている人を現在農協とも協議しながら探しているところであります。

次に、集落営農を設立されますと、資材倉庫や共同で作業を行うための機材が欲しいという要望が出ております。このことについて、今後の展開も考慮しながら新しい助成制度をつくってまいりたいと思っております。

また、個人の田んぼを集落営農組合に貸す形をとりますので、さきに申しあげました耕作放棄地対策支援事業として、農地流動化奨励金制度にのっとり奨励金を交付できるよう、制度を改正する予定であります。

また、設立に関する活動や設立後であっても、安定した経営となるまで、3年間をめどとして若干の活動推進費を助成したいと考えております。関係する予算を新年度予算、または3月の補正予算として提案する予定であります。こうして農地の荒廃を防いでまいるとともに、東白川村の産品として生産された米を村外の皆さんにも買っていただく方策も講じてまいりたいと思っております。

次に、高齢者世帯や独居世帯への支援策について、今後の村の環境と景観を守っていく施策についての質問についてお答えをします。

まず、高齢者の方や独居の方の農地荒廃や家の周囲の荒廃について、整理をしてお答えをします。農地の荒廃については、先ほどの集落営農や中山間地直接支払制度による集落ごとの活動で、地域ごとに対策を立てていただきたいと思いますと考えております。

次に、家の周囲の荒廃については、農地の修繕等は土地改良等で個別に対応してまいりたいと思っておりますが、一番の悩みは以前から樋口議員が御指摘のとおり、草刈りや大雪のときの対策ではないかと思っております。シルバー人材の活用や近隣の皆様の努力も引き続きお願いをしてまいりたいと思っておりますが、将来については有償ボランティア制度の創設も視野に入れております。

簡単な仕組みとしては、しかるべき機関が、公的な助けが必要と認定した場合について、公費で

もって有償のボランティアを派遣する制度になろうかと思っております。この有償の部分の支払いについては、地域通貨を活用することも考えられるのではないかと考えております。

既に、社会福祉協議会では個人ボランティアやボランティア団体等を把握するために、活動登録の募集を始めております。今後、対策を講じるときに大いに利用できるのではないかと期待しております。

以上を申し上げまして、私の答弁といたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

集落営農が設立をされた大明神地区、あるいは親田地区の設立をされたことを本当に無駄にされないように、他の地域、他の集落に広がりを見せていくことを今後進めていただきたい。

活動費の助成、あるいは資材置き場等、また専門職員もその後派遣をされていくということでございますけれども、高齢者世帯の、今現在集落営農を進められても、農地の中であぜ、あるいはのり面については個人の責任でこれを守っていかなければならないという状況になってくると思います。それが年金生活を送っておられる村民の皆様方におきましては、生活をしていくのが本当に手いっぱい、ぎりぎりの生活をされている。村の環境、あるいは家側の周囲の整備とか畑、今回の場合は水田の集落営農が推進をされて、畑地については集落営農で今回は取り込まれておりませんので、今後、農協と行政とがしっかりと手を組んで、今回は水田は集落営農の設立ができたわけでございますけれども、畑については恐らくJAのほうも余り推進をされたがらないのかもしれないけれども、何とか畑についても集落営農で進められていくように、今後施策を講じていただきたいなというようなことも思います。

全村に集落営農が広がりを見せるのがあるがたいとは思いますが、なかなか地形、先ほども申し上げましたように、さまざまな問題を抱えておりますので、この解決も、ぜひとも農協と行政が手を組んで進められていくこと、問題解決をされていくことが少しでも村の荒廃地が減っていくことにつながると思いますし、高齢者世帯、独居世帯に、全額とまでは申しませんが、草刈りの3分の2、あるいは半分ぐらいは助成をしてあげていただきたいなど。

中山間地直接支払制度につきましては、この対象外のところが基盤整備をやっておられないところに関しては現在支払われておりませんので、こうした農家の方を助けるような施策も講じていただきたいと思いますが、そこら辺のところを今後、村長はどのようにお考えになっておられるのか再度伺いをしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず畑地の集落営農の取り組みと申しますか、荒廃地を防ぐ方策、このことにつきましては、東

白川村の畑については茶畑が一番多いわけでごさいます、このことについては今年度、村長と語る会で五加の茶生産組合、そして、先般は東白川製茶組合と話し合いを行っております。それぞれ歩む道はちょっと異なっております、それぞれの組合の求められる状況に応じて応援をしていきたいなと思っております。

東白川製茶につきましても、本当にこれから茶の価格の暴落だとか、今おっしゃった荒廃地、農業が続けられない方々への集約化について、やはり計画を立てて、それに対して行政が農地の集約ですとか、お茶をつくれなくなったところの転換をどうするか、こういうことについて一緒になって考えて計画を立てて、それに対して年度年度のしっかりとした施策をとっていきたく、こういうふうにもお願いをしてみたい、これからそういった活動が始まると思います。

五加茶生産組合については、集約化というよりも今の茶畑の美しさを生かして、できる限り我々でやっていきたいということでお話をいただいております。そういったことについても援助できる場所については政策として打っていきたく。

特に、五加茶ではお茶を売ることにしてもっと取り組んでいきたいと、組合としても取り組んでいきたいというお話をいただいておりますので、そのことについても応援をしてみたいと思っております。

中山間地直接支払制度の網がかぶっていないところへの調整については、今年度で終了しまして来年度また新しい時期に入りますので、この制度のことについてはしっかりと検討してみたいと思っておりますが、現在のところ、こうしたいというのは決めておらんわけですが、協定集落の代表者会議等を経て検討してみたいと、この配分についても新しい考え方で、どうするかということも皆さんと相談して決めてみたいと思っております。

ただ、東白川村について、まだまだ高齢者の方々への助成が足らんという思いもありますので、お助けをしていかないかん、公的援助が要るところについては、しっかりと組み立てをして応援をしていきたいと、このように考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

ぜひとも、畑地についても御検討いただきたいと思っておりますし、また新年度に向けて、ぜひとも高齢者世帯、独居世帯の方々に何らかの支援をしていただきたいというふうに思っております。そのことは村の荒廃地を抑制することにもつながっていきますので、そうすれば今後少しでも集落営農というものも他の地域に広がりを見せてくれるものと私は期待をいたしておりますし、村長も荒廃地を少しでも減らしていくことに重要性を感じておられるというふうに認識をしておりますので、早速、新年度に向けての取り組みに期待を申し上げまして、質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

それでは、第5次総合計画について少し質問をいたします。

総合計画作成が最終段階に入っていると存じますので、気づいた点を質問、提言をまぜて伺います。

まず経済活動を推進するためには、村の将来推計人口では活発な産業活動を維持していくのは非常に困難であります。現状では、どうしても高齢者に頑張っていたかなくてはなりません。75歳までを生産年齢人口として位置づけるとなっておりますが、元気な高齢者がさらに現役で活躍されるために、今後どのような施策をお考えでしょうか。

財政について。

実質公債費比率は、平成25年度で10.8%となり、財政調整基金も標準財政規模の2分の1を達成しておりますので、村民からの要望に対し、平成27年度以降は明るい展望を期待しておりますが、どうでしょうか。

3. 住みよい村について。

2世帯、3世代が同居できる住宅の建設支援を望みます。これは、子育て支援や在宅介護支援にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

活気ある村づくりについて。

村内製品の販売強化のために、地域おこし協力隊の増強を望みますが、どうでしょうか。

優しさのある村づくりについて。

健康寿命を延ばすためにも、年間を通して運動のできる室内運動場が必要であります。現在ははなのき会館別館を使用されているというふうにお聞きをしておりますが、空き家を利用できないものでしょうか。

また、村民の要望度の高いのは医療の確保です。今回、12月から毎週土曜日、診療が十分に対応可能になったことは喜ばしいことです。今後、老人保健施設の整備を初め診療所の移転を含め検討中とのことですが、現況をお聞かせください。

総合計画関連について、村長のお考えをお伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井保都議員の質問にお答えをします。

第5次総合計画について、幾つかの御質問と提言をいただきましたので、順にお答えをします。

経済活動を推進するために、75歳までを生産人口とし、位置づけようとしているが、元気な高齢者がさらに現役で活躍されるため、今後どのような政策をとるのかという御質問でございます。

厳密に、75歳で線を引く必要は全くないと思いますが、要は村民の皆様方がいつまでも元気に働

いていただける村にしていきたい、そういう目標であります。

対策としては、2つの政策が必要と考えます。

働いていくためには、健康な体がなくてはなりません。そのために、健康診断や各種検診の実施、健康増進のための各種の事業等を実施していく必要があります。予防や健康維持のためのいろいろな事業への参加率を向上させていく努力も必要と考えます。

次に、仕事の確保について、農林業や自営業の業種については、各種の産業振興策がこれに当たると思いますし、高齢者の雇用の確保についても、各事業所に対し、厚生労働省の高齢者雇用のための助成制度等の普及を啓蒙し、再就職や再雇用を促進するとともに、シルバー人材センター事業の充実などを考えてまいる所存でございます。

次に、財政についてですが、御質問の意味は実質公債費比率も下がったし、財政調整基金もある程度積み上げられたので、村民の皆様にも我慢を強いてきた部分について明るい希望を示してほしいという趣旨であると理解をしてお答えをします。

日本経済は、緩やかな回復傾向にあるとしましても、大幅な税の増収は見込めない状況にあります。消費税増税の見送りの影響も出ると考えられますので、国・県の交付税や交付金等の動向を注視してまいる必要があり、規律ある財政運営が求められます。

さきの予算編成方針の説明で示したように、ごみ袋の値下げや保育料の軽減などを検討しておりますし、新政策や新しい施設も立ち上げたいと考えております。既存施設の大規模修繕等も総合計画の実実施計画を基本として、遅滞なく実施をしてみたいと考えておりますので、慎重かつ大胆な予算編成を行いたいと考えております。

次に、住みよい村について、2世帯、3世代が同居できる住宅の建設支援についての御意見であります。

これにつきましては、現行の定住促進助成事業でも、IターンやUターンの場合は2世帯、あるいは3世帯であっても当然対象になります。

しかし、既に定住している村民の方が結婚などを契機に新築や増築をされる場合に支援をしたらどうかという提案であると思います。住宅産業支援の面もあり、子育て支援の面でも有効な方法と考えますので、今後意見を参考にして検討してまいります。

次に、地域おこし協力隊の増強についての提言でございます。

次年度、新たに2名の増員を計画しており、本日の補正予算に募集に係る経費を計上しております。

募集に当たっては、期待する業務をあらかじめ定めて募集する必要がありますので、予算編成方針でお示しをいたしました特産品開発と販路開拓、新規農林産物の開発、あるいはアンテナショップの運営、美しい村地域委員会の立ち上げ、頑張る地域提案事業の立案や集落担当員制度の立案など、新しい分野に手腕を発揮できる人材を求めてまいりたいと考えております。

次に、屋内運動場として空き家を利用できないかという御提案についてですが、これについてはなかなかすぐに使える場所というのが私のほうにも情報としてはないわけございまして、今後利

用できる物件がありましたら考えていきたいと、こういうふうに思っております。

次に、6番目の質問でございますが、老人保健施設の整備をと、そして診療所の移転について、この件でございます。

これについては多額の費用を要しますが、第5次総合計画にしっかりと位置づけをし、用地確保や基金の積み立てについて準備を始めることとしております。運営方法や適正規模について慎重に検討を重ねてまいります。現時点で公表できる事項はありませんので、適当な機会を捉えて議会議員の皆様方にも御意見を聞きながら推進をしてまいりたいと思っております。

以上で、私の答弁といたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今、ちょっと生産年齢人口についてお聞きをしたわけですが、やはり現実にこういった村の状況を見ますと、やっぱり今高齢者の方々に元気で働いてもらわなければ、もうこれは現実そのものであると思います。

そこで、人口対策というか、自治体がそういった新しい制度を組んだ場合は、国へも今地方創生に向けて打ち出しておりますので、そういった柔軟に対応できるような新しい交付金の制度をぜひ東白川のほうからも、県・国のほうへ要望していただきたいなというふうに思っております。

それから、シルバー人材の活用、これは本当に75歳以上の生産年齢人口というか、そういった制度には本当に今あるシルバー人材制度は十分それに当てはまる制度だと思っておりますので、このシルバー人材の制度も、今、社会福祉協議会が窓口になっていると思いますが、しっかりした基盤というか、組織というものをもう一回ちゃんと立て直して、そういったことをしっかりと村の高齢者の事業とか、そういったものに結びつけていってもらいたいなということをお願いして質問をいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず、地方創生の関係でございますけど、まだ各制度について、各省庁にわたってそういった項目が予算の要求の中にあるという情報しかないわけでございますが、基本的には考える地方に、活動する地方に予算を配分していくよという担当大臣のお話を伺っておりますので、秋に行われました全国大会等でも、田園回帰という言葉を含言葉に農村をしっかりと守っていくという姿勢が打ち出されてまいるといふふうに思っておりますので、その受け皿としてしっかりと対応できるように、それこそ知恵と工夫を結集して要望してまいりたいと思います。

特に、私どもの大切な財源であります交付金制度、そして一番自由に使える地方交付税といったものの増強に対しては皆さんと一緒に国をほうへ要望していきたいと、こういうふうに考え

ております。

特に、山村振興法が時限立法で今年度で切りかえるというか、そういうことで町村会でも、その存続、あるいは改正について大きな声を出していかないかんとということで、私ども大変大切な制度でございまして、全村が山村振興地域でございますので、これによる新しい交付金の創設等も、国のレベルへ上げていくということが決まっておりますので、期待をしているところでございます。地方交付税や過疎債のソフト枠といったことも拡大をしていただけるよう、皆さんと力を合わせて声を上げていきたいなど、こういうふうに思っております。

また、シルバー人材事業については、ちょうどあす、午後、シルバー人材さんのほうから村長と語る会の申し込みを受けておりまして、そこで現状をしっかりお聞きし、何が課題なのか、発展するには何が必要なのか、しっかりと見きわめて、またそういった措置をとってまいりたいというふうに思っております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今、地方創生に向けてでございますが、やはりこれを国は打ち出しておりますので、行政の頑張るところといたしますか、それに尽きるわけですが、こういうことはやっぱり行政がアイデアを生かして仕組みをつくるのがまず一番求められているのではないかと思いますので、ぜひ行政の皆様方には地方創生に向けて、そういったアイデア、仕組みを検討してもらいたいなということをお願いして質問を終わります。

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

〔2番 今井美道君 一般質問〕

○2番（今井美道君）

子育て支援新制度、保育緊急確保事業補助金について質問をしたいと思います。

来年度施行予定である子ども・子育て支援の新制度への円滑な移行を図るために、ことし6月に今年度利用できる保育緊急確保事業補助金の国庫補助についての通知があったと思います。

先日、猪口邦子参議院議員による少子化問題と子ども・子育て支援の新制度の講演会を拝聴してまいりました。その中で、この新制度のポイントというのは、消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め追加の恒久財源を確保して、全ての子供、子育て家庭を対象にして幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質と量の拡充を図る。2つ目に、新制度は平成27年4月の本格実施を予定している。市町村が地方版子ども・子育て会議の意見を聞きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定して実施する。3つ目に、都市部においては待機児童の解消が課題であります、当村のような人口減少地域では、子供が減少する中で適切な育ちの環境を確保するということが課題であり、それに利用できる新制度であるということです。

ということは、現在よりも子育て関係にもっと予算を準備しますので、現在以上の支援策等の事業を行ってくださいということです。このつなぎの保育緊急確保事業に今回どのような申請を行ったのか、1点目にお伺いをします。

それを踏まえて、新制度が来年度から始まろうとしているわけですが、新制度の基盤は財源と権限を市町村に一元化するので、地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的にその地域に最もふさわしい子育て支援をより一層進めるための制度であり、一言で言うと、やる気のある市町村は制度をよく理解して、手を挙げてきなさいという制度であります。

6月議会で、村長の所信表明にもございました。また、私も一般質問において、思い切った政策をお伺いいたしました。今回の来年度から運用が始まるこの制度では、子育て中の親御さんや、この村で育っていく子供たちのために、私の思いや村長の思いを来年度に実施できる制度だと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美道議員の質問にお答えをします。

まず初めに、平成26年度保育緊急確保事業にどんな事業を申請したかという御質問でございますが、議員の指摘のとおり、保育緊急確保事業は、来年度から施行されます子ども・子育て支援法に先立って本年度において事業展開が必要であり、事業実施が可能な市町村はこの制度を積極的に活用して、本年度から手だてを推進していきましようという制度でございます。

本村の場合は、都市部のように保育園に預ける必要があるのに定員がいっぱいで入所できない児童、いわゆる待機児童がいたり、また子育て支援室が未設置であったり、乳児の家庭訪問などの養育支援ができていないなどの緊急の手だてを必要とする状況にはありません。そういうことでございますし、新たに該当する項目もありませんでしたので、例年に追加して事業申請することはいたしておりません。

本村で従来から行っています各種の子育て支援事業は、これに対する補助も今年度はこの保育緊急確保事業の中で扱うことになっておりますので、子育て支援拠点事業、これは子育て支援室の各事業でございますが、それから、乳児家庭訪問事業、生後4カ月までの家庭訪問を行う事業でございます。それから、養育支援訪問、これは子育てヘルパーの派遣をする事業でございます。この3事業の実施をしているところです。

次に、子育て支援や新制度に関する私の考えていることについてお答えをします。

私は、子供はこの村の宝であると常に申し上げており、この村で育ったことを誇りに思う子供を育てたい、かように思っております。したがって、子供や子育ての支援については、積極的な政策をとっていく所存でございます。

今回の質問にありますように、国や県の施策に応じるために、次年度より出産祝い金、高校生通学支援補助など、子育てに関して一括で支援対策に対応できる専門担当部署を設置いたしてまいり

ます。その上で、この子育て支援係と保健福祉部門の連携をとりながら、各種の事業を推進してまいりたいと考えております。

新規事業としては、高校進学や専門学校進学に対する奨学金の拡充や利子補給制度の拡充、特に医療・福祉の分野への進学を志し、将来この村でこの分野で活躍してもらえる人材の育成を目指す新制度の立案を考えています。

ただし、制度設計や保護者の皆さんなど、関係各方面の御意見をお聞きし、じっくりと練って、財源確保も視野に入れて、28年度実施のめどをつけて、進路を決められる時期前に制度を皆さんにお知らせをしてまいりたいと、このように考えております。

次に、病児保育、あるいは病後児保育については、保健センターを利用して実施できるようにしてまいります。これは、前の予算説明のところでも御説明をしたところでございます。

以前、今井議員に御指摘のように、小さい村ながら補佐できる施策を考えていきたいと思っております。保育所の値下げや小・中学校での保護者の経費の負担の軽減策などを考えておりますが、来年度予算の総枠の枠の中で支援内容を決定する必要がありますので、この時点でどれだけの助成ができるかを明言できないことはお許しを願いたいと思います。

今後ともしっかりとニーズ調査を行うとともに、子育て世代の皆様の御意見や現場の意見をしっかりと聞いて、施策を決定してまいります。

また、国の子育て支援の方向や教育改革の動向にも注目しながら、確実に大胆な政策を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、答弁といたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

先ほどの子育て支援の新制度の利用者支援事業というのにおいては、実際によって子育て支援事業の必要情報などが異なっているということで、補助金額に違いを持たせるということも明記してありますし、個別ニーズの把握だとか保育所、その他の保育に関する活動団体などの現在ある関係機関と連携して協働の体制づくりなどを十分配慮いただいて、補助金等の通知があった際には、十分検討されるということをいま一度お願いしておきたいと思っております。

思い切った政策という点で、6月の定例会でお伺いしましたけれども、子育て世代の若者の人口流出を食い止めるということが喫緊の課題であると思っておりますけど、先ほど村長のほうから保育料についての検討はさせていただくという、ただ、はっきりとは予算の関係もあるので申し上げられないがということがありましたけれども、先ほどちょっとありましたけど、例えばですけど、保育料の無料化や見直しというのは本当にみんな心待ちにはしておるんですけど、予算の関係とかもありますけれども、遠足だとか各種事業、体験学習とか給食費だとか、そういった個人の負担部分といったものを多少負担できないかという、人数が少ないから個人負担がふえるだとか、特にい

ろんなことを勉強させてやるために今以上に活動していただくための費用を負担するとか、そういった観点でもいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、その点をもう一度お伺いしたいのと、先ほどありました病児・病後児保育というのは、病気、あるいはその回復期で通常の保育ができないという子供さんを家庭で保育できないときに、医師だとか看護師、保育士が連携して一時的に預かるという支援サービスだと思っておりますが、岐阜県内では19の市町村で23の医療施設、保育所でサービスが今行われているように認識しております。この付近の町村、加茂郡ではないですし、下呂市、中津川市でもまだやられていない事業だというふうに思っておりますので、これは本当に子供さん、親御さんにとっては心強くて画期的なサービスになると思います。これについては、村長の予算方針にもありましたけど、教育委員会等、地域医療センターが協力して対象者にサービスの丁寧な説明をしていただけて、また職員が丁寧なサービスを行っていただけて、今診療所を利用していない子供だとか親御さんが診療所をかかりつけ医にいただければ、また診療所の利用者の増加にもつながっていくというふうに認識しておりますが、その辺のこれからの実施計画について、進捗状況等について、検討中の部分まで結構ですのでお答えいただきたいと思えます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず1点、情報をしっかり収集してくださいという御意見でございます。これについては、教育委員会とも連携しがてらしっかりと情報を集め、おくれのないようにしてまいりたいと思えます。

それから、先ほど答弁で申し上げましたように、保育料の関係、そして教育のために、人数が少ないから負担がふえていくといったことがあってはならないと思えますし、小さい村でそのことがハンデになって子供たちが伸び伸びと育てられない、こういうことでは絶対にいけないと思えますので、そのことについては私も心を砕いて、しっかりと助成制度をつくっていきたくと思えます。

先ほども言いましたように、幾らまでとかどの制度にというのは、予算の成立後にまた御提案を申し上げたいと、このように考えております。

それから、最後の病児・病後児保育については、保健センターで母子センターもございますので、この1室を利用して実施をするように、今、教育委員会と保健センターのほうで協議をさせていただきますので、まだ詳しいところはちょっと申し上げるところまで行っていないわけですが、まずは病児というのはなかなかお母さん方のやっぱり心配もございまして、感染のこともございまして。もう少し経験を積んでから始めたほうがいいかなと思っております。事業としては、病児保育・病後児保育という表現をしますが、まず病後児保育について進めたい、このように考えております。幸い本村は診療所を持っているということで、医療スタッフは保健師も含め看護師たくさんおります。こういったところと連携をして、それほど高い経費を持たずに安心してお子さんを預かってもらうという状況をつくって、また村民の方々にもお知らせをしてまいりたいと思っております。これに

については、もう既に実施の方向で指示を出しておりますので、来年度から実施ができるというふう
に思っております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道議員。

○2番（今井美道君）

ありがとうございました。

本当に村長の当初からの政策、マニフェストどおりにこういったことが進展されているというこ
とで心強く思いますし、本当にうれしいなというふうに思っております。

病後児保育にとりあえずスタートはということでしたけれども、いずれは病児保育にもつなげて
いっていただけたらなあというふうに思いますし、前も申しましたけど、子育てするなら東白川、
この村で3世代同居、本当にいいなあというふうに言っていただけるような子供さんの政策を今後
もお願いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで5分ほど暫時休憩としたいと思いますので、よろしくお願いをします。

午前10時40分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（服田順次君）

会議を再開します。

1番 今井美和君。

〔1番 今井美和君 一般質問〕

○1番（今井美和君）

「日本で最も美しい村」連合の活動について質問いたします。

東白川村が日本で最も美しい村連合に加入していることは、村民の皆さんも御存じのことだと思
います。連合の看板やロゴも、村内の至るところで目にすることができます。

しかし、この日本で最も美しい村連合とはどのような連合なのか、どのような活動をしているの
かはまだまだ村民の皆様に理解されていないように思います。東白川村は、この連合に加盟して3
年がたち、4年目を迎えておりますが、まず加盟に当たり、東白川村のどのようなところが評価さ
れ、加盟に至ったのかを伺います。

次に、私は10月1日から3日まで日本で最も美しい村連合の臨時総会出席のため、福島県北塩原
村へ行ってまいりました。どの地区にも悩みはあり、過疎や高齢化に歯どめをかけられない状態に
何か変化を求めて、この連合に加盟した印象を受けました。小さい村でも何かできる、何か方法は
ないだろうかと問う一方で、答えを見つけて成功している地区もあり、いろいろなことを学ぶこと
ができた臨時総会でした。

日本で最も美しい村連合に加盟している地区には、それぞれよいところがあり加入しておりますが、連合にただ加盟しているだけでは意味がありません。加盟していることによる東白川村のメリットは何か、加盟により東白川村がどう変わるのか、何ができるのか、村長に伺います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の御質問にお答えをします。

この日本で最も美しい村連合は、平成17年に北海道美瑛町などが中心となって7町村でスタートをしました。昨年までに全国で55地域、48町村と7つの地域が加盟しています。県内では、下呂市馬瀬地区が加盟しており、いずれ劣らぬ美しい風景を持ち、住民が美しい村であることに誇りを持っている地域ばかりでございます。

村は、お話のあったように、平成23年度42番目の地域として加盟をいたしました。加盟している地域については、山間部か海辺かといった違いこそあれ、いずれも過疎化、少子化、高齢化に悩む自治体がほとんどです。連合の理念である失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観、文化を守りつつ、最も美しい村としての自立を目指す運動、こういう点に共感をいたしております。

また、村のイメージとしても、過疎化、少子化、高齢化といったネガティブなことばかりより美しい村、こういう表現により前向きで明るいイメージとなると考え、議会の皆さんからも理解をいただいて加盟に至ったものでございます。

最初の御質問ですが、NPO法人 日本で最も美しい村連合への加盟に当たっては、その要件として、人口がおおむね1万人未満であること、景観、環境、文化に分類される地域資源が2つ以上あること、これが参加資格の基準とされています。

人口については申すまでもありませんが、地域資源については資格委員による現地視察も踏まえ、白川茶文化、そして東濃ひのきの里、この2点が評価を受けました。

審査意見を御紹介すると、里山景観をつくり出す特産の白川茶とその文化継承と活用、ブランドである東濃ひのきの育成、保全と木造住宅ビジネスへの展開及び住民主体の景観や環境の保護活動を通じた里山の保全といった地域資源を生かした活動への取り組みについて高い評価をいただいたということでございます。

次に、加盟したメリット、また今後の展開についてでございますが、メリットについてはいろいろな御意見もあると思いますが、いわゆる「美しい村」というブランドを手に入れたわけでございます。これをいろいろな取り組みに最大限生かしていきたいと思っております。

先ほども申したように、加盟地域はいずれも同じような悩みを持つところばかりですが、傷をなめ合っているばかりでは仕方がございません。お話のあったように、加盟地域にはいろいろな成功例もございますので、こうした地域とパイプを持つことによって、いろいろな参考になるということのメリットがあると考えております。

何よりも、村民の皆様が私たちの村は日本で最も美しい村なんだという意識を持っていただくこ

とがさまざまな点で有用になってくると考えております。村に住んでいる人にとっては毎日見る風景は余り新鮮味は感じないでしょうし、どこが美しい村なんだという気持ちになられるかもしれませんが、村外から訪れていただく皆様からは大変美しい空気のおいしいところ、こういった評価をたくさんいただいておりますのは御存じのことと思います。自分たちの住んでいる地域にもっと誇りを持っていただき、こうした景観や風景は、もちろんきのうきょうでできたものではございません。先人たちがいろいろな形で守り、伝えていただいたおかげで今日の東白川村があるわけでございます。この景観を壊さず、後世に伝えることが今を生きる私たちの責務であると考えております。

このためにも、私も含め住民の皆さんが東白川村を美しい村という意識をもっと高めてもらうことが大切であります。自分の住んでいるところに誇りを持つことはいろいろな面でプラスになります。この景観を残すためにはどうしたらいいか、自分たちが何ができるかを考えたとき、景観保全活動や耕作放棄地対策等々、いろいろなアイデアが出てくると考えております。この村に残りたい、住んでみたいといった若い人の考えも期待できるのではないかと思います。その第1弾として、この美しい村東白川村を守っていくために、新年度は、まだ仮称でございますが、美しい村委員会を立ち上げようと考えています。この会は、こうした考えに賛同いただける方を公募によって集め、そして、官と民が一緒になって美しい村を守る活動を展開していく、こういうふうを考えております。議員の皆様にも御理解をいただき、ぜひともこの活動に加わっていただくようお願いを申し上げます。答弁といたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

ありがとうございました。

とてもわかりやすい説明ありがとうございます。

今、村長がブランドをいただいたということをおっしゃいました。この日本で最も美しい村連合というブランドなんです、なかなか全国にまだ知られていない団体の名前です、この連合自体の名前のPR活動も必要だと思われま。

東白川村が、あとパイプを持つというメリットがあるということなんです、私も10月に行った連合の総会で長野県の大鹿村というところの方と出会ったんですけど、そこに大鹿歌舞伎という有名な歌舞伎があるということを伝えていただきました。そこで見に行ってきたんですけども、本当に遠方から本当に村民より多い方々が見えていて、そういう情報をまずそこへ行ったから私は知ることができたわけで、そこに行っていない村民の皆様はその情報は知らないわけで、そういう情報をもう少し村が集めて村民に発信するとか、あとは村の情報を連合の方々に発信するとか、そういうことが村のCATVなどを使ってできたら、今後もっとよくなるような気がします。今後の美しい村連合の活動に期待したいと思います。以上です。

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

〔3番 桂川一喜君 一般質問〕

○3番（桂川一喜君）

人口対策と住居についてということで質問をさせていただきます。

人口問題が語られるときに働き場所が必要と叫ばれますが、実際には村内にも働き場所はありません。

しかし、仕事の種類には限界があるので、なかなか人は集まりません。それでも人を集めようとするならば、働くための条件を今以上に整えるしかありません。ここで言う働くための条件というのは、職場の労働環境だけではなく、生活基盤そのものも含んでいます。条件を整えても人口がふえないと最初から決めつけて、実際には整えていないことが多いように思います。

ですが、条件を整えていないがために人口がふえていないという可能性もあります。Iターン、Uターン者を募るのも大切だと思いますが、現在、既に村に住んでいるIターン、Uターン者を逃さないことはもっと重要だと思います。今の村の施策は、人口をふやすための取り組みがほとんどであって、人口がふえてもいいようにあらかじめ許容量を確保するという施策にはなっていません。独身であり、年齢が若い労働者にとっては住宅にかかる費用はばかにならないと思います。

特に、生まれ家を持たないIターン者にとってはより深刻な問題になっていると思います。住居環境を整えるということは、まず既存のIターン者を逃さない、力になることは確かだと思います。

総務省の方針で、現在来てもらっている地域おこし協力隊のような有能な若者が、今後も都市部からどンドンと送り込まれてきます。そして、彼、彼女らにそのまま地域に定着してもらうためには、受け入れる環境が大切だとも言われております。まずはこの課題に取り組み、住居問題にメスを入れてはどうでしょうか。その結果として、同居を望まない独身のUターン希望者にとっても有効な施策になると思いますし、そのほかにも村外に職場を持つ若者にとっても、村に住むという選択が可能にもなります。

今後、職場をふやすにしても、ふやさないにしても、いずれにしても肝心なのは住居なので、優先順位をいま一度見直してみてもどうかと思いますが、村長の意見を伺いたいです。

通告に当たりまして、あらかじめ資料という状態で4つの項目を上げさせていただきましたので、ちょっとその説明だけ加えさせていただきます。

この4つの場合分けがしてあるわけですが、この上の2つに限りましては、村内に勤めるということが前提になっておりますので、職場の数がふえていかないと人口がふえていかないと事例になります。

次に、2番と3番におきましては、同居の数、要は同居するということを選択していかないと人口がふえていかないとことの反対になります。それで、1番目と3番目までは実は同居をする数がふえる、もしくは職場の数がふえるということと連動しないと人口がふえていかないと、これが今の東白川村の人口がなかなかふえない現状になっているのではないかと分析します。

そして、4番目です。

これが村外に職場があり、なおかつ同居するための家がない状態、ましてや職場が外にありながら、実は村に住んでもいいという若者を受け入れる土壌をふやしていくことが無制限に人口をふやしていきける可能性がないだろうかということで、今回の提言を最初にさせていただくことを思いつきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、これで質問を終わります。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをします。

今日、一番の全国的な課題でもあります人口減少問題について、適切な指摘をいただいたと思っております。

政府においても、まち・ひと・しごと創生法が制定され、東京一極集中を是正し、活力ある日本社会を維持するために、地方創生の働きが活発になってくるといふふうに思ひます。こうした中央の動きを的確に捉えて、この村で何をなすべきなのか大変重要なことだと認識をいたしてあります。

そういった背景がある今日、雇用の確保や起業への助成政策として、既存の地盤産業である林業、商工業、農業も含めて助成政策については、十分ではないにしろ現在も実施をしているところであります。今後も引き続き積極的に進める必要があると思ひます。

それにあわせて、いわば住宅政策も重要なことであり、こういう認識は桂川議員と同じであります。いわば雇用の確保と住宅の確保、この2つは相まって人口対策について相乗効果が上がると思ひます。優先順位を見直したらどうかという御指摘については、今申し上げましたように、これを併用してまいりたいと考えてあります。

この住宅政策につきましては、第5次総合計画では、定住する若者が通勤圏内の近隣市町村へ就業し、あるいは村内で起業ができるような環境を提供することが今後の課題であるとしてあります。

また、今後、村営住宅を建設する上で、通勤や通学の利便性、また災害に強い立地条件を備えた土地を確保することが課題としてあります。そうした上で、既存の村営住宅の解体や改修、建てかえなどを進めてまいる所存でございます。

具体的には、定住促進住宅の建設や若者でも借りやすい家賃の住宅の建設、若者用の集合住宅の建設などを積極的に進めてまいりたいと思っております。

また、研究課題としてありますが、住まれなくなった古民家の活用や使われなくなった住宅用地の情報提供なども、民業との関連に配慮をしながら研究してまいりたいと考えてあります。

以上で、私の答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいまは全くありがたい答弁をいただきまして、実はここからはどちらかという補足的な説明になっていきます。

今回の質問を最初に考えさせていただきました背景には、近隣の都市部であります美濃加茂市でありますとか、可児市で起きている問題があります。それはどういうことかといいますと、もともと衛星都市としてある程度の人口を確保してまいりました美濃加茂市、可児市にとりましては、通勤という条件におきましては名古屋等に通勤が十分可能な地域であります。それにもかかわらず人口が流出が始まっています。その背景となっておりますのは、新興住宅地等で子育てを終えられた方の子孫、御子息たちが実は同居をするという選択をしないがゆえに、次に新たな住居を求めてどこに住まわれるか、これが美濃加茂市でしたら美濃加茂市、可児市でしたら可児市であれば何の問題もないわけですが、やはり通勤先に便宜性を求めて、どんどん流出しているというのが現状だということをお伺っております。

これを東白川に置きかえたときに、今は職場さえつくれば人がふえるんだと皆さんがおっしゃっていますが、実は職場と住居が必ずしも連動していないんだということが可児市、美濃加茂市の現状を踏まえて見えてまいりました。そうすると、例えばこの場合でいう、本来住居というのは個人で準備するのが当然のことではあります、若者、若年層にとりましては、なかなか住居を自分でゼロから準備することはできません。ですので、都市部においては何が起きているかといいますと、それを見込んだ民間のほうで若者が入れる場所をどんどん準備しております。同じことが郡部において可能であれば何の問題もないわけですが、残念ながら郡部におきましては、なかなか採算性の問題等がありまして、若者が自由に入っていだける住居がどんどん提供されません。ですので、あえてここは行政が行政サービスの一環、もしくは行政インフラの一環として、若者が住める場所をまず準備しておこう。まず準備しておけば、あと職場ができたときにすぐに入っていだける。

例えば4月から職場が決まって、それから2月、3月に家を建て始めても間に合いません。ですので、インフラというのはやっぱりもっと前倒しに準備していただけたらどうかと思います。

実は、村長さんがさっき言われたのは非常にうれしい言葉なんです、併用してという言葉は僕にとってはまだ足りないのではないかと、逆に職場をつくるための原動力として、まず住居を構えてしまえば、職場は後からでもいい。まず住居、住んでいただいて、まずは都市部に通っていただく。そうすると、住民がふえれば商業ベースの職場がまずできるのではないかと。要は、まず住ませよう、住んでしまえば何とかなる。これが東京都と関東におきましては、職場は東京都内にあっても、実は住居は下手をすれば県外に住居があっても成り立つ、こんな状態を見てまいりますと、まず住居を構えるという勇気を持った施策ができないかということをお伺いして、今回の質問を考えさせていただきましたので、もう一度ちょっと村長のお考えを再度伺ってみたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほど併用と言いましたのは、片手落ちになってはいけないよという私のバランス感覚の中で併

用という言葉を使わせていただきましたが、住宅政策、これも先ほど6番議員さんから質問があったように、今まで我慢を強いてきた部分で古い村営住宅もたくさんそのまま残されておりますし、これから少し投資的経費といいますか、積極的な財政運営をして入りやすい住宅をつくっていききたい、このように考えております。

どうしても補助金等を使いますと、所得のところで上であったり、下であったりの制限があるわけなんです、これを外して若い人たちが住みやすい、こういった住宅にして、私は子育て対策のための住宅でもあっていいかなと思っておりますし、議員が御指摘のように、入る枠をたくさんつくっておけばという考えは賛成でございます。多少入居率が悪くても、そういう意味での準備だよという御理解をいただいて、余りきちきちでおっては、それこそ急に仕事を求めて入ってこられたときに、職探しよりもまず宿探しというような話になってくるのが最近の例でございますので、そういった意味では余裕のある住宅政策を目指して、すぐにはできませんが、住宅を建てていきたいと、このように思っております。そのことが人口対策にもつながると、同じような考えで考えておりますので、邁進をしてみたいと思いますのでよろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

また蛇足的な説明を加えるという質問になってしまいますが、実はリニアモーターカー等が来ることで皆さんの力が湧いてくる状態ですが、このときについつい考えがちなのが中に職場をつくって東京から勤めに来てもらおう。これはちょっと余りにも絵そらごとでありまして、恐らくそれはリニアモーターカーの利点はその逆であろうかと思えます。東京等に職場等がたくさんあるところへ向かって住居を郡部に持てるという、そんなときに、美濃加茂市の先ほど言いましたように可児市あたりで、職場を求めて親元を離れていく方向性が今名古屋のほうに向かっていく、岐阜のほうへ向かっていった状態がリニアモーターカー等で東へ東へと方向が向いていったときに、もしかしたら、もしかしたら美濃加茂市、可児市から出てくる同居を求めない若者が、何と東のほうへ向かって住居を移してこれないかと、こんな夢をも語れるような施策になっていけるといいなということを最後につけ加えまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（服田順次君）

以上で、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩、CATV退席をお願いしたいと思います。

午前11時10分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、専第8号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から専第9号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）までの2件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成26年12月17日提出、東白川村長。

記1. 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第6号）（別紙）。

2. 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（別紙）。

専第8号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第6号）。

平成26年度東白川村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,306万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成26年12月1日、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入歳出の朗読を省略し、5ページの事項別明細書1. 総括の歳入歳出の朗読まで省略をさせていただき、7ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

14款3項2目総務費委託金、補正額291万5,000円、4節選挙費委託金、衆議院議員選挙委託金でございます。11月21日解散による選挙費の収入受け入れでございます。

18款1項1目繰越金、補正額50万7,000円、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

3. 歳出。

2款4項1目選挙管理委員会費、補正額342万2,000円でございます。衆議院議員選挙、12月2日告示、12月3日から期日前投票が11日間で12月13日まで行われ、14日に投開票が行われました。これに要する経費ということで、投開票管理者延べで17人、それから立会人が39人、これらの方に支払いをします報酬57万4,000円。職員手当と賃金につきましては、選挙事務の時間外への時間外勤務手当、それからポスター掲示場の設置・撤去に要する賃金、期日前投票に従事しました臨時職員の賃金、合わせまして169万7,000円の職員手当と20万3,000円の賃金でございます。需用費につきましては、消耗品、文具類、選挙資材のところは、啓発資材とか啓発用のテープ、それから投票場入場券等を整備するものでございます。参考資料につきましては、書籍購入費ということで

9,000円。印刷製本費につきましては、氏名掲示の印刷代で1万円。食糧費は立会人等の賄い費、弁当代等で11万円。燃料費につきましては、投票所等の燃料代で1万2,000円。役務費につきましては、入場券の配布、不在者投票への対応で郵便料6万4,000円。広告料としまして、新聞折り込み啓発チラシ折り込み料3,000円と広告掲載料7,000円。白布等のクリーニング代が1万6,000円。委託料で13万5,000円となっておりますが、9ページの一番上に出ております選挙人名簿を電算処理する委託料でございます。使用料につきましては、投票箱の装置の方に支払いをします車の借上料8,000円。ポスター掲示板の使用料17万3,000円でございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

専第9号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,569万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成26年12月1日、東白川村長。

次の第1表の歳入歳出予算補正並びに5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきます。7ページの歳入から説明をさせていただきます。

3款1項1目療養給付費等負担金、補正額が320万円。これは療養給付費の負担金の国庫負担金でございます。

次に、2項1目財政調整交付金、補正額が90万円。これも国からの普通調整交付金でございます。

6款1項1目県補助金、補正額が5万円。これは財政健全化特別対策費補助金でございます。

2目県財政調整交付金、補正額が90万円。県の財政調整交付金でございます。

10款1項1目繰越金、補正額が495万円。前年度繰越金でございます。

次に、3. 歳出。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額が1,000万円。これにつきましては、11月時点の予算残額に対しまして、高額療養費の12月支払い分が残高不足により支払い不能となりましたため、高額療養給付費の専決補正を行っております。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第8号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から専第9号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）までの2件について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第8号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から専第9号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）までの2件は、原案のとおり承認されました。

◎議案第87号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第7、議案第87号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第87号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり東白川村過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成26年12月17日提出、東白川村長。

過疎地域自立促進市町村計画の変更ということでございます。

特別措置法の改正が26年3月31日に行われ、法律第8号で28年3月31日までの期間を33年3月31日まで、5年間延長されております。9月に変更しておりますが、さらに変更することが必要になりましたので、その内容を御説明申し上げます。

区分5. 医療の確保。変更欄のインフルエンザ、子宮頸がん、乳幼児ヒブ、肺炎球菌と変更前にございますが、今回「等の」の2文字を加えさせていただき、複数の予防接種に対応できるようなふうに改正させていただくもので、「等のワクチン接種に対する助成」ということでございます。予防接種の定期化、一般財源化への対応ということで今回文言の修正をさせていただくものでございます。金額は載せないことになっております。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第87号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第88号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第8、議案第88号 東白川村太陽光発電設備維持管理基金条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第88号 東白川村太陽光発電設備維持管理基金条例について。東白川村太陽光発電設備維持管理基金条例を別紙のとおり提出する。平成26年12月17日提出、東白川村長。

東白川村太陽光発電設備維持管理基金条例。

第1条、設置。岐阜県市町村再生可能エネルギー導入推進費補助金等による防災・避難拠点支援事業補助金を活用して設置する太陽光発電設備について、余剰電力の電力会社への売り払い収入を設備の維持管理に必要な経費に充てるため、東白川村太陽光発電設備維持管理基金を設置する。

第2条、積み立て。基金は、売電収入をもって積み立てる。

2、基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

第3条、管理。基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

第4条、運用利益の処理。基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

第5条、処分。基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、一般会計に繰り入れを行い、処分することができる。

第6条、繰りかえ運用。村長は、財産上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる。

第7条、委任。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定め

る。

グリーンニューディール基金を活用した補助事業で、この補助事業の要件に基金を設けて、売電益を自治体の一般会計の歳入歳出予算で適正に管理しなさいという要件がございます。義務化の一環として、年1回の報告義務と収支内容の公表が付託されておりまして、用途につきましても、公共施設における再生エネルギー導入事業、その他村が再生エネルギー発電設備等の維持・管理・更新に係る経費を用途の条件としております。したがって、売電収入があったものを基金に積み立てて、ここの維持管理に充てるものでございます。

なお、自治外が再生エネルギー発電設備、その他で設けるものということがございますので、今後、東白川村が新しく再生エネルギーとして取り組むものがあつた場合も、その範囲に入ってくるというものでございます。

附則、この条例は平成27年3月1日から施行する。

本年度実施中の役場と中学校と五加センターに発電設備工事を行っておりますが、2月20日が完成工期となっております。したがって、3月分からの売電収入を管理できるようなふうで、施行日を3月1日からとさせていただきます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今、総務課長の説明にありました中身を考えると、発電設備に関しては維持管理はこの条例のまま、処分の第5条をもってして支出できるのはわかりますが、それと違う設備、さっき言ったようにエネルギー対策の設備については、このままだと運用の6条をもってしてやらなきゃいけないことになってくるんじゃないかと思えます。

ただし、この場合だと一時的に使って必ず戻さなきゃいけないということが発生するような気がするんですけど、ちょっと僕の勘違いなのか、どうなのでしょう。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

グリーンニューディール基金における売電対応についてという環境省の総合環境政策局環境計画課の指導書に基づいて今回基金を設置させていただくもので、それによりますと、今回整備した施設並びに今の村が再生エネルギー施設として整備するものについて、この用途としてできるよということになっておりますので、そういう説明をさせていただきました。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

これは一応指導に基づいてつくられたひな形があつてつくられたならとは思いますが、この第1条で設備というものにきちんと1個、完全に指定がされちゃっているんですよ、2行目で。太陽光発電設備と、この1文だけで固定されているんで、設備の維持管理の場合、この設備を指しちゃうと思うんですが、これは本当にひな形がこうなっていたのか、村に運用するときに、このひな形を書きかえたときにこうなってしまったのか、ちょっと御質問したいと思います。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

基金条例そのものがひな形が示されておるわけではございませんで、この基金条例そのものについては、村が今まで定めておる基金条例を参考にさせて設けさせていただいたものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

済みません、これは条例の制定なので、ここのところは今回はこれで逃げるというか、この条例を認めざるを得ないのかもしれないかもしれませんが、一番最初に本当は質問したかったのは、第2条で収入になるのは売電収入でありまして、第5条で一般会計に繰り入れていくわけですが、この場合、設備維持費のほうが大きいかどうかということをお最初に考えるつもりでした。

ですが、今、総務課長の説明を伺っていますと、売電収入のほうが多くて余ってきたときに、そのほかエネルギー政策に関する設備にも使えるであろうという国の施策にのっとっていくということなので、これは余らなきゃいいんですけど、要は余ってきってしまったときに、実はこの場合、読み解くと、6条の運用の方法しかも使う方法がなくなってしまうので、その辺はちょっと今後条例の改定を、将来を踏まえることも踏まえて、ちょっとこの条例をもう一回見直しておきたいなと思って今この質問をしているんですが、ちょっと僕は複雑な質問をしているんですが、要は総務課長は発電設備以外にも使えるということで国から言われたからつくりましたと言っているにもかかわらず、今回の条例は何か発電設備だけに限定した条例をつくられてしまったので、ちょっとすごく危険だと思いますけど、ちょっと何とか。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

説明が下手で申しわけありませんが、その他の設備についても、再生エネルギー設備の維持管理の部分ということでございますので、設備そのものを設置するとか、そういうことではございません。考えられるとすると、例えば小学校の太陽光発電の維持管理の部分で利用がもし発生しようとしたらというふうで御理解をいただけたらと思うわけですが。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今、この説明で条例というか、そういうことになるわけですがけれども、今ちょっと総務課長がおっしゃった小学校とかそういうものは、あれはもう既にこのあれからはもう外れるわけですね。それと、今後、補助金でできた設備ですがけれども、今後、村が単独でこういうことをやられる場合は、そういうこともこれにまた組み入れられるのか、全くこれは補助金でやったからこういう制度を設けるのか、その辺のちょっと違いというか、今後のことでどうなのか、ちょっとお願いします。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

まず、先ほどの基金の使途の部分にもなるわけですが、点検とか維持管理の部分でございます。小学校のときもそうですが、保守費用等も当初見ようというふうなふうで予算化をさせていただきましたが、モジュールそのものが10年間は保証されておるといようなことで必要がなくなってきました。

桂川議員から御指摘がございましたように、今現在、小学校の太陽光発電設備につきましては大体月額8,000円の売電収入で、年間で10万円前後の金額になっておるとおられます。これについて、今回整備させていただきます役場と中学校と五加センターについて、庁舎については20キロワット、それから中学校については15キロワット、五加センターについては10キロワットの能力でございます。中学校とか役場については、やっぱり業務で使用する部分が多くて、売電できる量というのは土・日とか祭日の部分というふうに限られてまいります。五加センターについては、その点では売電収入が見込めるのではないかとこのところがございますが、担当者のほうで大体収入として見込めるのが、役場・中学校についてはやっぱり多くて10万円前後、それから五加センターについても容量が10キロワットですので、計算しますと大体12万円前後ぐらいになるのではないかとこのことで、これを毎年基金のほうに積み立てて、必要に応じて今の維持管理のところで使用できる部分が発生したら利用できる、そこへ向けていく基金ということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

残念ながら、反対の立場で討論させていただきます。

とりあえず、ちょっと前提としまして、これは施行が3月1日なので修正をしていただくことを願っての反対討論になります。

今、確かに総務課長の言われている言いわけはもっともですし、言いたいことも理解しておりますし、やりたいことも理解しております。

ただし、やっぱり本村においての条例というのは、いつもこういう曖昧な表現を通してしまうがために、万が一、司法機関の手によって、これは条例違反だということを言われたときに、村長が運営している内容がこの条例に沿っていないということになって、実は運用している村長の責任、もしくは罰ということになってしまいます。ですから、条例制定というのはやっぱりもうちょっと慎重に行っていただきたいと思います。

1条においての文章をもう一回読んでいただきますと、以下「設備」とするという括弧の設備は、限定が非常に厳しくて、例えば、今回で言いますと、補助金を活用して設置する太陽光発電設備となっております。これを設備と置きかえている以上、それ以外の設備は一切認められないことになってしまいます。先ほど6番議員が言われた今回の補助金以外の設備においてはどうかという文言ですら今回の補助金、この補助金をもってして整備していないと太陽光発電が一般的にはもう通用しません。ましてや、幾らこの補助金を使っていたにもかかわらず、太陽光発電設備と書いてしまっているのです、それ以外の設備についても、この設備で置きかえることは不可能であります。

ですので、一応僕の立場としましては、先ほど質問の中身と整合性を持たせるため、第1条の設備の定義を修正しないと、将来的に危険であろうと思って反対の立場で言っています。もしくは、この条例をもし認めるならば、この条例が活着している間は太陽光発電の維持管理にだけ使って、もし維持管理がそのほかにも必要になったときに条例文を書きかえるか、どちらかしか対応がないと思いますので、今、総務課長のおっしゃられた内容でこの条例を認めろということでしたら、僕はあえて反対の立場で反対意見を述べさせていただきます。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成の討論を許可します。

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

桂川議員のほうからありました修正してからではどうかという意見もございしますが、今回はこれで通しておいて、修正の小学校等で必要な場合が出てきたらまた議会のほうに出していただければ、

今回これで期日も迫っているということですので、条例を通してはどうかと賛成の立場から申し上げます。以上です。

○議長（服田順次君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号 東白川村太陽光発電設備維持管理基金条例についてをお諮りします。

これは起立採決でお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。これに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数によって、これを認めることとします。したがって、議案第88号 東白川村太陽光発電設備維持管理基金条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第89号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第9、議案第89号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第89号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年12月17日提出、東白川村長。

東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

ここで新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

ここで、現行のほうでございますけれども、第5条としまして、被保険者が出産したときは当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として1件につき39万円を支給するとなっておりますが、この金額を40万4,000円に改正するものでございます。この出産育児一時金につきましては、出産費用の状況などを踏まえて改定されてきておりますが、今回、27年1月から産科医療補償制度が見直しをされまして、その掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられることとなりましたが、出産育児一時金のほうにつきましては、前回の改定後、平均の出産費用が増加しておりますことや、この39万円のほかに追加交付としまして補償制度に加盟をされてみえる医療機関で出産をされた場合には、その保険契約に係る費用として3万円ほど追加交付されるわけですが

も、それを含めました総額42万円というのは、全体を引き上げるのは財政上厳しいということで、42万円の頭は維持するというので、掛金の引き下げ額1万4,000円について一時金のほうに上乘せをするという形で金額を改定するものでございます。

それで、条文のほうへ戻っていただきまして、附則第1条、この条例は平成27年1月1日から施行する。

経過措置といたしまして、第2条、施行日前に出産した被保険者に係る東白川村国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第89号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とし、会議は昼から再開といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

会議を再開します。

◎議案第90号から議案第95号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第10、議案第90号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から日程第15、議案第95号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの6件を補正関連のため一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第90号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。

平成26年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,988万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,294万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成26年12月17日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入から4ページの歳出までの朗読を省略し、5ページの第2表 地方債の補正の御説明をさせていただきます。

変更で、起債の目的と変更後の限度額について御説明を申し上げます。

災害復旧事業で限度額を880万円に、災害復旧債ということで160万円を増額するものでございます。村単、河川災害復旧事業分でございます。

過疎対策事業、限度額1億1,200万円、130万円の増額で、民生債、外出支援分20万、衛生債、予防接種分20万、農林水産業債、農地流動化奨励分40万、教育債で、高校生通学支援事業分50万の以上4事業分130万円を増額するものでございます。

7ページの事項別明細書の1の総括、歳入と8ページの朗読を省略し、9ページの2の歳入から御説明を申し上げます。

13款1項11目災害復旧費国庫負担金、補正額ゼロでございます。2公共土木施設災害復旧負担金ということで、災害復旧国庫負担金233万4,000円を減額し、村道の災害復旧国庫負担金で233万4,000円を増額調整するものですが、項目の変更がございまして、河川災害から道路橋梁費のほうへ移動したものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額66万3,000円。総務管理費補助金でマイナンバー制度の活用補助金の追加交付決定によるものでございます。

3目民生費国庫補助金、補正額253万4,000円、5児童福祉総務費補助金で、1つは子育て世帯臨時特例給付金の事務費補助金5万円と、もう一方が今井美道議員のほうから質問がございました関連の保育緊急確保事業費国庫補助金で、基準額の3分の1相当額ということで248万4,000円を増額するものでございます。

14款1項5目県移譲事務交付金、補正額22万9,000円の減額でございます。県移譲事務交付金、生活安全立入検査等移譲事務交付金から、液化石油ガス販売業者の登録等委譲事務交付金まで11項目がございしますが、増加したものが3事業で6万3,000円、減額したものが8事業で29万2,000円の減、差し引きによりまして22万9,000円の減となっております。

14款2項3目民生費県補助金、補正額122万6,000円の減、5児童福祉総務費補助金で、保育緊急

確保事業費県補助金、基準額の3分の1以内の相当額ということで248万4,000円を追加し、年度当初地域子ども・子育て支援事業補助金として予算化しておいたものを371万減額調整するものでございます。

8目土木費県補助金、補正額5万4,000円の減、説明欄の土地利用規制等対策費交付金の交付決定による減額でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額34万、うち2総務費指定寄附金がふるさと思いやり基金指定寄附金で、8名の方から17万円、それから、民生費指定寄附金で社会福祉施設整備指定寄附金で3名の方から17万円をいただいたものでございます。

11ページ、18款1項1目繰越金、補正額2,473万7,000円、前年度繰越金で、特定財源を差し引いた分の繰越金を使用するものでございます。

14款4項4目雑入、補正額21万5,000円、農業者年金取扱手数料1,000円、高校生通学支援バス利用負担金、利用者増による21万3,000円の追加、小型家電収集運搬業務還付金ということで1,000円、合わせて21万5,000円となっております。

村債、3目民生債20万円、衛生債20万円、農林水産業債40万円、教育債50万円で、過疎対策事業債で説明欄に書いてございます事業の追加分でございます。

11目災害復旧債、補正額160万円、河川災害復旧事業分でございます。

13ページへ参りまして、3.歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額47万1,000円の減、説明欄に参りまして、総務一般管理費、賃金の減額で、行政事務で組んでおりましたものをCATVのほうへ移動するもので、130万4,000円を減額するものでございます。ふるさと思いやり基金積立金17万円追加。特定財源で県移譲事務2,000円減となっております。それから、マイナンバー制度の活用費ということで、負担金を今回66万3,000円を国庫補助金を受け入れて予算化するものでございます。マイナンバー制度のうち、今の国が主体で中間サーバーと東日本と西日本の2カ所に整備することに方針を決定しました。年度当初、そのことがまだ決まっておらなかったもので、今回中間サーバー・プラットフォーム方式ということで、市町村は負担金を負担するというので補助金を受け入れて支出するもので、66万3,000円を追加するものでございます。

5目財産管理費137万5,000円、乗用車管理ということで、広報車が老朽化により修理不能の状態となりました。27年度計画のものを前倒しによりまして今回整備をさせていただくもので、軽のワゴン車で4WDでハイルーフ、キャリアをつけられるようなものと予定しております。

6目企画費31万7,000円、日本で最も美しい村推進事業で、南北橋に今耐震工事が行われているわけですが、ここに行事をPRする啓発看板を差しかえ方式で設置するもので、7.2メートルの幅で2.4メートルの板を3枚入れかえできるような方式で設置するものでございます。31万7,000円でございます。

7目交通安全対策費、補正額10万円、交通安全対策費ということで、防犯灯の電気料金のほうが年度見込みによりまして不足額が生じることが予想されますので、10万円を追加するものでござい

ます。

10目地域情報化支援事業費470万8,000円、CATVの番組等製作運営費ということで、臨時職員の賃金を行政系のほうからこちらのほうへ移動させていただきました分130万4,000円と、CATVの機器管理運営事業ということで、備品購入費でございます。これは小口端末機55台とケーブルモデル55台をセットで整備するものでございます。これにつきましては、当初予算10台を見ておりました、補正で5台をお願いしてまいりましたが、なお予備がなくなって、必要な分を整備させていただくということで340万4,000円を追加するものでございます。

2款2項2目の賦課徴収費、補正額14万5,000円。賦課徴収費のうち、印刷費で領収書等を印刷する印刷製本費4万5,000円と、村税の還付加算金5,000円及び還付償還金9万5,000円を追加するものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額ゼロでございます。県の移譲事務ということで、旅券発行事務の金額が交付決定により1万1,000円減額になりましたので、一般財源で財源調整をするものでございます。

3目保健福祉費、補正額428万7,000円、うち介護保険特別会計繰出金335万円、介護保険特別会計への繰り出し金で、介護給付費の2,680万円の12.5%村費負担相当分ということで335万円の追加でございます。3保健福祉費一般、障害福祉研修会に駐車料金が必要になりますので2,000円追加するものと、積立金で社会福祉施設整備基金、3名の方からいただいた金額を17万円基金に積み立てるものでございます。障害者地域生活支援事業、相談支援事業委託料ということで、人件費相当分になるわけですが、白竹の里、それから八百津のしおなみ苑が対象施設になりまして事業料が確定してまいりましたので、事業実績により委託料を14万3,000円追加するものでございます。扶助費につきましては、身体障害者デイサービス（地域支援事業分）ということで、せせらぎ荘を月当たり23日間利用されるものを3カ月間分、今回補正するもので57万2,000円の追加でございます。障害児通所支援事業、負担金で発達相談員の関係に要します負担金ということで、白川町のことばの教室のほうへ負担するもので、5万円でございます。

4目老人福祉費、補正額480万6,000円、高齢者等外出支援事業分で、休日診療の外出支援車両運行臨時職員賃金7万6,000円と、乗用車のガソリン代ということで12万8,000円を追加するものでございます。うち20万円は財源で、過疎債を充当するものでございます。地域支援体制構築事業、携帯電話の使用料になりますが、見守りの輪ホットラインの携帯の利用料を4万4,000円追加するものでございます。高齢者交流サロン整備事業ということで、新築工事設計委託料を455万8,000円追加するもので、木造平家建て162平米ほどの工事料を想定したものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額92万4,000円の減。子育て支援事業のうち臨時保育士賃金を97万4,000円減額するものでございます。子育て世帯臨時特例給付金事務事業で、需用費4万3,000円の申請書等印刷製本費4万3,000円と、その電算処理の委託料7,000円、合わせて5万円を追加するものでございます。

2目認可保育所費、補正額178万6,000円、みつば保育園の運営費ということで、臨時保育士の賃

金を年間見込み額から所要額97万8,000円を追加するものと、保育園の防犯監視カメラシステム設置工事ということで80万8,000円を追加するものでございます。デイライトカメラ2台とデジタルレコーダー1台、それから21.5インチのディスプレイ1台等々で成るものでございます。小学校・中学校にあわせて保育園のほうも安全を図ることを目的に今回整備するものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額30万円。保健衛生総務費一般ということで、介護支援専門員ほか4人の時間外勤務手当30万円を追加するものでございます。

2目予防費42万7,000円の追加、予防接種事業で9月に315人分の肺炎球菌のワクチンの医薬材料費をお願いしたわけですが、今回はさらに必要になったということで90人分を42万7,000円追加するものでございます。

6目廃棄物対策費、補正額184万4,000円。一般廃棄物対策事業費ということで、賃金につきましては回収臨時職員7万8,000円の追加及び修繕料のパッカー車の修繕料ということで、投入口の変形が生じておりますので、これの修理に要する経費6万2,000円。その他の経費につきましては、五加、越原等の回収施設の開設工事に伴います経費ということでございます。消耗品は、ネットスタンド等を整備するもの19万3,000円と、それから、看板は施設の名称を表示する案内看板ということで2万5,000円、それから、使用料につきましては、五加拠点回収施設の新規賃借料1万円の追加、それから、工事請負費は五加拠点施設の開設ということで103万1,000円、木造で12平米ほどの規模となっております。越原の拠点回収施設につきましては、改修工事で旧越原茶工場のほうを改修するもので、規模は25平米ほどであります。26万2,000円と防犯灯を設置したいということで9万8,000円、2カ所分でございます。

次に、産業廃棄物対策費委託料ということで、不法投棄のごみ回収物の処理ということで、処理に要します経費8万5,000円を追加するものでございます。

6款1項1目農業委員会費、補正額1万2,000円。農業委員会活動費ということで、農業委員会書記の時間外勤務手当1万円を追加するものと、農業者年金の管理事業ということで、郵便料を2,000円追加するものでございます。農業総務費で20万円の追加、関係職員2名分の時間外勤務手当20万円を追加するものでございます。

財源の欄で、県の事務移譲金2万9,000円を受け入れるでございます。

3目農業振興費41万3,000円の追加、耕作放棄地対策事業ということで、農地流動化奨励補助金、2.7ヘクタール分を追加するもので41万3,000円。うち過疎債を40万円予定しております。

5目山村振興事業費29万2,000円、つちのご館の自動ドアが故障しました。平成5年3月の建築ということで、21年を経過しておるということで、急遽必要になってまいりましたので29万2,000円を追加するものでございます。

7目農地費、補正額115万5,000円、報償費で土地改良碑周辺の美化環境作業に取り組んでおっていただく方に商品券5,000円分を贈るものと、土地改良の未納者償還負担金ということで、2名分でございますが、親田と大明神。親田につきましては山林2筆、それから、大明神については田2筆となっております。土地評価額相当分で負担するものでございます。

6款2項1目林業総務費、補正額23万円。2名分の関係職員の時間外勤務手当20万円と県外出張、宿泊を伴うもので3万円の費用弁償を追加するものでございます。

2目林業振興費、補正額190万円。危険木除去事業費ということで、139本分を今回190万円で追加するものでございます。有害鳥獣捕獲事業、事務事業交付金が減額になりましたので、財源調整で一般財源で調整するものでございます。

7款1項1目商工振興費、補正額5万円。関係職員3名分の時間外勤務手当5万円を追加するものでございます。

2目地域づくり推進費167万6,000円。地域産業活性化対策事業で物販販売に要します有料道路の使用料8,000円の追加と商業活性化支援事業補助金ということで、遠ヶ根トンネルの啓発パンフレットを作成する補助金ということで、5万円を追加するものでございます。

それと、こもればの里総合管理事業費146万1,000円の追加で、内訳としまして工事費で、こもればの館の宿泊棟の空調設備の改修工事184万1,000円と負担金、補助金の補助金になりますが、味彩の洋式トイレの整備補助金を当初予定しておりましたが、80万円を減額し、温蔵庫の購入補助金ということで、63万円の経費のうち3分の2を補助するというので42万円を追加するものでございます。事業の優先度を判断しての増減となっております。

地域おこし協力隊事業、一般質問でもございましたが、村長の答弁にもございましたが、新たに2名を募集するというので、それに要します経費ということで、まず職員旅費につきましては、東京のビッグサイトで来年1月15日に行われますここへ、関係職員2名と現協力隊員2名、合わせて4名で募集に行くということで、それに必要なパネル2万5,000円、それから面談の昼食代ということで1万5,000円、それから募集事務に要します切手代と荷物を送る宅急便の代2万円、合わせて4万1,000円です。それから、使用料で車の駐車料4,000円とビッグサイトで1ブースを使用する関係で負担金として8万7,000円を追加するものでございます。

次に、村内産品販売促進事業ということで、システムの開発委託料14万2,000円を減額するものですが、当初つながる仕組みということで商品開発アドバイザー委託料を予定しておりましたが、つちのこむらメンバーズカードに変更になりましたので不要分を減額するものでございます。

8款1項1目土木総務費、補正額25万円。2名分の職員の時間外勤務手当25万円を追加するものでございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額226万円、道路橋梁維持事業で工事費として、村道維持修繕事業ということで、路面の修繕が主なこととなりますが、180万円を追加するもので、大沢本線で7メートルの延長と舗装で25平米ほど、横断側溝になると。それから、わらびの線につきましては、路面の復旧ということで延長6メートル分、それから、神土角領線で崩土除去で22メートル分を予定して、合わせて180万円となっております。

防災安全交付金事業、南北橋で行われております修繕工事に村単で、先ほど美しい村のところで説明しましたイベントPR用の看板を受けるほうの取り付け金具の設置工事ということで46万円を追加するものでございます。

8款3項2目住宅建設費、補正額ゼロ。村営住宅の単独建設事業で、年度当初予算のときには2棟を予定しておりましたが、今年度1棟分ということでございますが、場所が変わった関係で外構工事、取り付け等々が必要になりまして、2番目の外構工事追加分で162万円と防犯灯2基を設置したいということで、所要分を当初予算から18万2,000円を減額するものでございます。

9款1項1目非常備消防費ということで11万4,000円の追加。10月4日に発生しました建物火災の消防団員76名分の出動手当11万4,000円を追加するものでございます。

10款1項1目教育委員会費、補正額48万6,000円、教育委員会費でございますが、地域教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、村の例規等の整備が必要になってきたということで、非常に多数になりますので専門の業者に委託したいということで48万6,000円を追加するものでございます。

2目事務局費、補正額86万円。教育委員会の事務局職員の時間外勤務手当5名分で15万円を追加するものと、高校生通学支援事業で、うち負担金で白川町へ負担します高校生スクールバスの分ですが、利用者の増によりまして33万円を追加し、もう一方が高校生の通学支援補助金ということで、申請等所要額で不足額が生じる可能性がございますので38万円、合わせて71万円を追加するものですが、地方債で過疎債を50万円の充当と利用者負担分ということで21万3,000円を追加し、一般財源を減額するものでございます。

次に、2項1目の学校管理費、補正額38万8,000円の減、うち小学校管理費一般の賃金で用務員賃金を6万2,000円追加するものと、小学校の施設修繕費ということで、防犯カメラの事業費が確定しましたので今回47万円減額するものと、スクールバス管理費ということで、スクールバスの臨時運転手の賃金6万8,000円の追加と、同じくスクールバスの車庫周辺工事の事業費が確定しましたので、4万8,000円を減額するものでございます。

2目教育振興費、補正額24万1,000円。小学校教育振興費一般ということですが、有料道路使用料及びバス借上料につきましては、台風の到来によります城東小学校との交流が中止になりましたので、その分を減額するものと、PTAのほうから要望がございました来年小学校6山登山、無反山の登山になっておるわけですが、登山道の荒廃が進んでおるということで整備が必要になってきたということで、32万4,000円を追加するものでございます。山道の整備、草刈り、それから路肩の補修と12人日ほどかかるという見込みでございます。

10款3項1目学校管理費、補正額51万4,000円の減。中学校の防犯カメラの事業費が確定しましたので、51万4,000円を減額するものでございます。

4項2目公民館費、補正額40万円。はなのき会館の空調設備が老朽化によりまして修繕が必要になったということでございます。はなのき会館につきましても、経過年数が相当たってきておるということで40万円を追加するものでございます。

10款5項2目体育施設管理費、補正額4万3,000円。総合運動場の備品購入費ということですが、9月にも補正をお願いしておりましたが、残りの1本のワイヤレスマイクも故障しまして、新たに必要になったということで更新分4万3,000円を追加するものでございます。

11款2項2目河川災害復旧費、補正額150万円。河川災害復旧事業ということで工事請負費、8月豪雨で中谷のトミダヤ前の河川復旧工事が必要になったということで、150万円を追加するもので、延長6メートルでブロック積みが23平米の予定となっております。地方債160万円を追加し、一般財源を減額するものでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第91号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,032万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,602万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月17日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正、並びに5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきます。7ページの歳入から説明をさせていただきます。

3款1項1目療養給付費等負担金、補正額192万円。療養給付費等負担金、国の負担金でございます。

2項1目の財政調整交付金、補正額が54万円、これも国からの普通調整交付金でございます。

6款1項1目県補助金、補正額が3万円、県からの財政健全化特別対策費補助金でございます。

2目の県財政調整交付金、補正額が54万円、県の財政調整交付金でございます。

10款1項1目繰越金、補正額729万3,000円、前年度からの繰越金でございます。

次に、3. 歳出。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額が600万円。これは一般療養給付費の不足見込みにより増額補正でございます。一般被保険者療養給付費として600万円を上げさせていただいております。

10款1項3目償還金、補正額が432万3,000円、前年度交付金精算返還金としまして計上をさせていただいております。これは、療養給付費の負担金の前年度分の額が確定してまいりましたことによる返還金の補正でございます。

以上で、国保の部を終わります。

議案第92号 平成26年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,079万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月17日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正、並びに5ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略いたしまして、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額456万円、介護給付費負担金でございます。

3款2項1目調整交付金、補正額が241万2,000円、国からの調整交付金でございます。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額777万2,000円、支払基金からの介護給付費交付金でございます。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額415万円、県からの負担金でございます。

6款1項1目、補正額が335万円、介護給付費繰入金としまして、村の12.5%に当たる部分でございます。

2項2目介護給付費準備基金繰入金、補正額が455万6,000円、介護基金からの繰入金でございます。

3. 歳出。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額が1,000万円。これは居宅介護サービス給付費ということで、この予算につきましては不足見込みのため、それに伴う増額補正でございます。

2目の施設介護サービス給付費、補正額が1,600万円。これにつきましては施設介護のサービス給付費ということで、利用者の増加に伴う増額補正でございます。

3項1目高額介護サービス費、補正額が80万円。これにつきましても、高額介護サービス費の件数の増加に伴う増額補正でございます。

以上で、介護保険のほうは終わります。

続きまして、議案第93号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）。

平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,350万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月17日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正、並びに5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきます、7ページの歳入から説明させていただきます。

歳入。

3款1項1目繰越金、補正額6万1,000円の減、前年度繰越金でございます。

次に、歳出。

1款1項2目使用料徴収費、補正額27万4,000円、臨時雇用賃金の増額でございます。

3款1項1目施設維持管理費、補正額が33万5,000円の減。ここにつきましては工事費による増減でございます。まず、施設整備工事としまして24万9,000円、これは西洞地内の押場地区につきまして、ここは水源としまして井戸を使用しておりますが、そこに設置されております薬注設備の修繕工事でございます。それから、県道災害復旧支障移転工事58万4,000円の減、これにつきまし

ては、越原・付知線の日向地内の道路災害復旧工事、これは7月ごろ施行されたものですが、ここに埋まっておりました水道管を占有者責任において工事をする予定でしたが、県の計らいによりまして原材料のみの負担で済むことになりましたので、工事費の減額をするものでございます。

簡易水道のほうは以上でございます。

続きまして、議案第94号 平成26年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,272万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月17日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算補正、並びに5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきます。7ページの歳入から説明をさせていただきます。

3款1項1目繰越金、補正額6万円、前年度の繰越金からの歳入でございます。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額が6万円。これは職員1名の時間外勤務手当の増額補正でございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

議案第95号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,509万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月17日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表と、5ページ、6ページの事項別明細書は割愛させていただきます。7ページの歳入から説明をさせていただきます。

1款1項4目保健予防活動収益、補正額39万円。これは予防接種受託料としまして、肺炎球菌の予防接種料の個人負担分3,000円掛ける130人分で計上させていただいております。

3款2項1目医業費補助金、補正額180万円。これにつきましては、へき地医療従事者移動手段確保支援事業費補助金ということで、新しい事業でございます。これにつきましては、消費税が5%から8%に引き上げられたものについてを財源としまして、岐阜県が行う新しい基金活用事業でございます。そのうちの医療確保対策関連事業の一つでございます。ことしの6月から実施されております。既に12月から木沢病院の医師を派遣していただいて土曜診療を行っているのも、こ

の対策関連事業の一つでございます。岐阜県では、新たな医療確保対策支援事業としまして、12月の県議会において、当事業についてを創設されました。それにつきましては、うちのほうも手を挙げさせていただいて、ほぼ該当するというようなことで計上させていただいております。内容については、歳出のほうで説明をさせていただきます。

6款1項1目繰越金、前年度繰越金、補正額242万2,000円。

7款1項1目雑入、補正額171万5,000円の減。これは派遣医師研修の負担金としまして、各務医師の研修の負担金ということで計上しておりましたが、4月をもって異動となりましたので減額をさせていただくものでございます。

8款1項1目指定寄附金、診療所指定寄附金として、5名の方から寄附をいただいております。補正額41万円でございます。

続きまして、9ページの歳出のほうの説明をさせていただきます。

1款1項1目一般管理費402万3,000円の追加補正でございます。12節の役務費から27の公課費の一部につきましては、先ほど説明させていただきました県の補助事業に関連するものでございます。この事業につきましては、医師の送迎の車両に対して取得価格の2分の1、最高200万円まで県の補助としてつくものでございます。この基金の活用事業につきましては、将来続く事業ではございませんので、5次総合計画で2年後に見ておりました医師の送迎車を前倒しでちょっと購入をさせていただくということで計上させていただいております。

役務費の11万8,000円は、手数料として自賠責の保険料等でございます。

15節の工事請負費17万9,000円、車両につきましてはプラグインのハイブリッド車を予定しております。その充電用のコンセントの設置工事ということで、17万9,000円計上させていただきました。

それから、18節の備品購入費368万5,000円、車両の購入費ということで計上しております。

17節の公課費4万1,000円。これにつきましては、事業所として納める消費税が当初の見込みより不足が生じたので、4万1,000円追加させていただきます。

先ほど公課費の一部、車両に含まれておると言いましたけど、ちょっと訂正させていただきます。公課費につきましては消費税分だけでございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費4万6,000円の減。

3節の職員手当等45万円の追加。内訳としまして時間外診療、これは常勤医師の12月以降の土曜診療がなくなりましたので、その手当が不要となりましたので、16万円の減でございます。それから、夜間看護手当61万円の追加、当初の予定よりも看護師の夜勤の割合がちょっと高くなりましたので、不足が生じる見込みが出てきましたので追加させていただきます。

7節賃金49万6,000円の減でございます。ここにつきましては、賃金としまして送迎等の運転手賃金ということで、木沢病院まで送迎する臨時運転手さんの賃金で7万2,000円の追加でございます。その下の臨時医師の賃金につきましては、土曜診療の医師の賃金として9月の補正で認めていただきましたが、基金の活用事業ということで、県の補助金がつくということで減額をさせていた

だくものでございます。

続きまして、2目の医療管理費、ここにつきましては予防接種料を追加補正ということで、財源補正でその他の39万円の追加、一般財源が39万円の減とさせていただきます。

3目の介護管理費108万円の減でございます。ここは、委託料としまして老健の増床工事設計委託料でございます。ここにつきましては、老健の病床の当初計画に基づきまして27年度に計画をしておりましたが、ここの保健センターの一部を改造して増床するという予定でございましたが、27年度に始まる病後保育、それから老健の移転等について検討しておるところでございますが、27年度については増床の予定はしていないということで、それに伴う26年度で見ておりました設計委託料につきましても不要ということになりましたので、減額をさせていただくものでございます。

3款1項1目基金積立金、補正額が41万円。医療整備の基金として5名の方から寄附をいただきましたものを積み立てするものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

いたずらに質疑の数をふやしたくないので、ちょっと関連項目を同時に聞きますのでお願いします。

一般会計の3、16ページの民生費のみつば保育園の運営費にありますこの監視カメラシステム設置工事のところに80万ほど載っています。この件のほうを先にちょっと自分の意見を述べさせてもらって次へ行きますのでお願いします。

これについては、何ら僕は異議を唱えるつもりはなく、よく補正の段階でやっていただいたいうことを先に述べておいて、本体でありますところは教育費の23ページにあります小学校と中学校の同じように防犯カメラについての件なんですけど、この場合、なかなか安いものを入れるわけじゃなくて、システム的にも安定した立派なものを入れるということで予算化し、大体小学校・中学校、カメラ2つずつの設置を目標とされた予算どりをされて実施した結果、このような結果になったというのは重々承知の上なんですけど、現場に行きますと開口部、俗に建物の中に外から侵入でき得る場所というのはとても2カ所ではなく数カ所、中学校のほうは僕は詳しいので中学校で申しますと、簡単に侵入できる場所が4カ所、もしかしてこじあけてでも入っていこうと思えば、もっと何カ所もある中で、一応今回2カ所の限定ということで予算どりをしまして、確かに高いカメラですから2カ所でも仕方がないのかなと諦めておりましたところ、ふたをあけてみたらこんな形で安く済んだと。じゃあ、カメラの増加というようなアイデア等がなかったのかどうかということと、じゃあ、今回たまたま工事請負が決定したということで、一旦マイナス補正でここにも戻ってきていますけれども、来年度以降ここでやめることなく、またどんどん予算化して必要な台数のカメラを設置していってもらえるのか、逆にもうこれが十分なんだというお答えなのかちょっとはっきりしたお答

えをいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

教育長。

○教育長（安江雅信君）

ただいまの御質問ですけれども、小・中学校の防犯カメラを設置して安全対策をといるこの事業は、以前に3番議員さんが御提言をしてくださった経過もあって実現をさせていただくことができました。

事業費の面からいきますと、当初、近隣の学校の例を参考に近くの一般電気屋さんでの見積もりをさせていただいて予算計上させていただきました。実施の段階には、防犯システムの専門業者が非常に高い専門性を持って安くやっていただくことができたというふうになってきました。その時点で、当初予定をしておりました機能と、それから2カ所のシステムにつきましてはクリアすることができましたので、減額分を云々ということの部分の考え方ですけれども、当初計画の予定をしておりました2カ所をもってしての安全性というのは、小・中これで一定の最初の部分はできたと思っております。そのことにつきまして、事業費で事業の量ということからしますと、本来は減額をさせていただいて、当初の計画どおりにというところですが、保育園・小学校・中学校をあずかる教育委員会、村としましては、いち早く保育園の安全性も確保するのがスタンスではないか、こんな判断をさせていただいて、減額できて安くして行わせていただいた分を保育園のほうを1年前倒しで2カ所に設置をして、一定レベルの安全性を小・中だけじゃなくて保育園も図っていくということが大事じゃないかということで、今回補正をさせていただいて、本年度中に施行ができればありがたいなと思っております。

それから、もう1つのほうの御質問でありました今後箇所数の増設ということに関しましては、議員おっしゃるとおりの部分もありますので、また現場の先生方の御意見も聞きながら、必要などころについては増設をしていくという運びになろうかなと思っております。

しかしながら、都市部の学校のように一定のフェンスですとかということではずうっとぐるっと張りめぐらされておって、その中に何カ所かの出入り口があるといった部分の学校と、それから学校周辺が開口状態になっておりますので、どこからでも入って来られて、どこからでもというような形のところと若干差がありますので、その辺はまたいろんな御意見をいただきながら安全性を図っていきたいと思っております。

ちょうど小学校の防犯システムにつきましては、小学校の音楽会の折に一部議員さんにもごらんをいただいたわけですけれども、非常に学校現場のほうも、使いやすいし、役に立っておるよというようなことになっておりますので、そんな使い方をさせていただきながら、また半年とか使っていきますと現場のほうの状況やら、将来に対する意見も集約ができると思いますのでよろしくお願ひします。安価になりました分をいち早く保育園へ設置をさせていただくことを小・中の一定レベルの安全を早期に行わせていただきたいという判断を1点させていただきましたこと、それから、現場におきまして今後増設の必要があれば、そのようなふうにもまた手だてをさせていただきたい、

そんなふうに考えております。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

一般会計の民生費の、先日、全協でもお話ししました高齢者交流サロンの件ですが、あの折にも1番議員も申ししておりましたように、車の1台や2台とめられるような空間を設けてほしいと。また、私も申しあげましたけれども、花壇などを設けて高齢者の方が本当にたまたま顔を出しに行けるような施設にしていきたいということをお願いしておきましたので、設計委託料が今回450万ほど見てありますので、ぜひともそういったところも御検討いただいて、計画をしていただきたいというふうなお願いでございますけれども、村長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先回のときには、土地の確定のところまで踏み込んだ答弁をちょっと局長のところでもちゅうちょといひますか、しておりましたので、はっきりとなかなか言えなかったわけですが、神土の予定地については周辺のところの買収もできましたら、ぜひとも駐車場も整備したいというふうに思っております。

設計についてはいろんな御意見をいただきながら、この間はまとめのプランでございますので、今順番に、おっしゃったような癒やしの部分、これもつくっていけると一番いいなと思っておりますので、そのように配慮してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

一般会計の衛生費、4款1項6目のところで、修繕費ということでパッカー車修繕料ということが上がっておるわけなんですけど、前向きな補正は何もあれなんですけど、こういった修繕費ということで、これは職員の方が何かあってなのか、パッカー車は新しいですので老朽化ということではないと思いますが、中に何かまぜものが入っておって、パッカー車の中が傷んだのか、その点を伺いたいのと、役場にはたくさん公用車がありますので、その辺は丁寧に扱っていただくのは当然なんですけど、これはパッカー車だとか高所作業車なんかは何かの面で修繕が発生すると使い方によってはかなり大きい負担が出てくるので、気をつけて乗っていただきたいのと、今回についてちょっとどういう状況だったかお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

今御指摘をいただきましたパッカー車の修繕の内容でございますけれども、修繕をする箇所は後ろから投入するところの下部についております押さえ板の部分でございます、これも今回の故障の原因としましては、投入のふたをあけて、そこへ投入するわけですが、その部分の中で、一部かたい物体がございまして、それが内部の圧力によって外側に押されて、その押さえ板を変形させたというようなことございまして、これも押さえ板を外して開放しておけば防げたことも考えられますので、一部こうした職員の過失に当たる部分もあるということで認識しておりますので、今後よく指導をいたしまして、もう今後このような修繕の発生することのないように行っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計22ページの教育費教育総務費の追加説明をお願いしたいんですけど、高校生通学バス運行負担金について、さっき白川町との共同事業において、利用者がふえたために負担金がふえましたという話でしたけれども、この場合の利用者の増加というのは、例えば白川町にどんだけとか、どういう連動性でこの金額が決まってくるのかちょっと御説明ください。

○議長（服田順次君）

教育課長。

○教育課長（伊藤保夫君）

この高校生通学バスの運行費負担金につきましては、それぞれ白川町と東白川村で定期券を利用して通学される方と回数券を利用して通学される方のそれぞれ人数とバス券の回数を全体の割合で白川町と東白川分を案分させていただいて、その分で何%という割合で東白川のほうへ請求をいただいております。

その分で、今回の分につきましてはちょっと金額が多かったわけですが、実際当初予算では昨年度決算より若干低く見ておりましたので、その分も含めてちょっとふえた部分も含めて増加の分ということで上げさせていただいたところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

実は、こういう他町村と連動した予算というのは、割とこれに限らずいろんな面であると思えますけれども、例えば白川町ですと、今回高校生支援バスについては、議会等でも疑問の声が上がっていることがありまして、今後の推移をよく見守っていただいて、東白川村の責任とか東白川の管理を離れた段階でどんどん予算が変更してくる可能性があるものについては、ぜひ今後監視等を十分行っていただいて、対策等を練っていただけるといいなとちょっと思いまして、それについてもちょっと今後の展望をお答えいただければ。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

議員今おっしゃいましたように、白川町さんの議会のほうで若干そういった動きが出ておるよというような情報について少しいただいております。

村長さんともまた連携をしながら、いち早い段階で議会さん同士のお話合いの部分と、それから白川町さんのほうの行政と私どものほうの連携といったことの中で進める部分とさまざまあるかと思えますけれども、いずれにしても白川町さんが主でやっておっていただきますけれども、3番議員さんがおっしゃるように連携型の事業ですので、見通しや今後の方向性については双方が誤解のないようにしっかりと持てて、見通しを持った取り組みと関係者への説明がなされていくことが必要と思えますので、そんな対処をまた村長さんともども進めさせていただきます。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

18ページの農地費の中の土地改良の償還負担金というやつですけれども、これのことについてももう少し具体的にどういうふうな内容かお聞きしたいと思います。

○議長（服田順次君）

産業建設課長 樋口章久君。

○産業建設課長（樋口章久君）

以前の全協で説明をさせていただいた大明神の安江晴夫さん、それから親田の大坪正信さん、亡くなられた方ですけれども、その方の土地改良区の償還金の滞納があつて、その人の滞納処理ということを含めまして、今回こうした概算収入という形にしております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

そうすると、土地改良区の個人の方の負担を村が補ったというか、そういうことで理解してよろ

しいですか。

○議長（服田順次君）

産業建設課長 樋口章久君。

○産業建設課長（樋口章久君）

この個人の持ってみえた土地につきまして、村のほうで買い上げをして、その買い上げのお金につきまして土地改良区のほうへ負担をして、その滞納金の相殺をしたという形になります。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

ちょっと確認ですけれども、今回また2名の方の地域おこし隊の募集をされるということですが、ぜひとも、現在も2名見えて、1人は産品、1人は空き家対策のほうをやっておっていただくわけですが、今回はどういった能力の方を今度募集というか、来ていただく予定でおみえになるのか。恐らく農産物の産品等についていただけるような、活性化を進めていくというようなお考えだろうと思いますけど、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほど6番議員さんの一般質問のところちょっと触れた部分でございますが、新しい2人については特産品開発であるとか、あるいは農地の活用の部分であるとか、集落支援ですとか、新しく私が手がけたい事業のところになかなか現在の陣容では仕事がどんどんふえていきますので、新しい感覚でそういうところへ、そういう能力のある方に入っていただいて対応して、もちろん職員ともタイアップしながら新しい制度をつくっていききたい、あるいは新しい仕事をつくっていききたいと、こういうふうに思って、一言で言うと、地域の活性化のためにやっていただきたい。そして、ちょっと言葉をつけ加えれば、できればというか、この地域おこし協力隊は実は3年おったら定住するんだよということが目的でありますので、その人たちが本当は自分で仕事をつくって定住できると、これが総務省が描いた理想なんですけど、そこへのお手伝いもしがてら3年間のうちに地域に根づいた活動ができて、その部分で仕事ができ、そして定住していただけるというふうに仕組んでいきたい。

現在の2人についても、そのような考えで、今、最初に与えられた仕事以外にもちょっとずつ首を突っ込んでいただくというようなことしておりますが、非常に有効な手段ということで、この間皆さんと一緒に聞いた総務省の高橋さんの講演では、3,000人の枠があるのに、かなりあいておるといいますので、一遍にどっと入れて仕事の仕組みがまだわかっていないのといふことでは混乱をしますので、とりあえず来年度は2人をお願いして、さっき言いましたようなそれぞれ分

けた仕事を与えてしっかりとつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（服田順次君）

ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第95号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第90号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第95号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの6件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第96号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第16、議案第96号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第96号 工事請負変更契約の締結について。次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成26年12月17日提出、東白川村長。

記1. 契約の目的、東白川村防災行政無線デジタル化工事。2. 契約の方法、随意契約。3. 契約の金額（変更前）8,230万7,880円、（変更後）1億277万640円。4. 契約の相手方、岐阜県各務原市那加信長町1丁目85番地、中央電気工事株式会社、岐阜営業所所長 三辻哲。5. 工事の場所、東白川村一円地内。

議案の説明資料を別冊で用意しておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

議案第96号 工事請負変更契約の締結についての工期につきましては、6月24日から27年3月16日までの変更なしでございます。

工事概要につきましては、入札差金により、携帯局等の増設、それから設備機能の強化等工事内

容の変更に対応するものでございます。

変更の内容ですが、1. 発電機の充実ということで、機能充実。2については、光回線の冗長化ということで、部分途絶時に回線確保をするもの。3. 蓄電設備の充実ということで、国の設備指針での対応ということ。4. 避雷機材の変更で、地中方式からコンセント方式に変えるもの。5. 携帯局の増設ということで、当初22基から52基へ30基追加するものでございます。6. 引き込み柱の増設、当初ゼロから2本追加。7. 工事量の増加、公共施設等の配線工事増加ということで、集会施設等の実態に合わせたものでございます。8. 緊急通報装置接続ということで、Jアラートへの接続を追加させていただくものでございます。9. 撤去工事費の追加、既設設備分の撤去費を今回変更分として見込ませていただくものでございます。

なお、工事費変更管理上、裏面に基つきまして、金額の詳細を載せさせていただきました。

工事変更管理表、変更項目Aから撤去費までは先ほどの1番から9番に相当するもので、一番右側に工事費の合計額となっております。項目の下がポイント、その下が変更理由、それから一番下のところが工事費の工事の計と消費税、それに変更金額というふうになります。工事費の変更額の欄の一番右側4,092万5,520円が今回設計額として増額するものでございます。これを下の表の契約金額で御説明申し上げますと、当初契約が8,230万7,880円であったもの、変更後1億277万640円で、変更増額分は請負率50%でございますので、2,046万2,760円が増加分となります。

なお、変更の中身と金額ですが、将来的節約というふうで、来年度県の防災無線の導入が予定されておりますので、この分を見込ませていただいたということで、216万6,000円ほどの追加となっております。冗長化につきましては、切りかえ機能を有するようにするということで、879万4,000円。それから蓄電池につきましては、国の指針への対応ということで、20分能力から288分ということで3.8時間対応にさせていただくもので、1,168万6,000円の追加。避雷針につきましては、今の地中からコンセント型にしたということで、こちらは減額になって49万2,000円ほど減額となります。

携帯局については30局を追加する関係で1,614万2,000円の追加。中電柱につきましても2本追加ということで、34万5,000円の追加。それから、半固定局の配線確定によるということで、標準仕様から宅内配線の実績に合わせたということで44万9,000円の追加となったものでございます。Jアラートにつきましても、113万5,000円の追加。撤去費についても697万円の追加ということで、合わせて設計額としまして、4,092万5,000円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第96号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第96号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎発議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第17、発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書について。右の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成26年12月17日提出、提出者、安江祐策、賛成者、樋口春市、同じく賛成者、今井保都。東白川村議会議長 服田順次様。

次のページに移っていただきまして、「手話言語法」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声でなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙の文化体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同時に、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段であり、大切に守られてきた。一方、聾学校では、手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある。

世界に目を向けると、平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」においては、「手話は言語」であるということが明記され、またフィンランドの憲法を初め、憲法や法律において手話を言語である旨を規定している例が見られることがある。

我が国においては、平成23年には改正された障害者基本法第3条において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）をその他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。また、同法22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするために、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聞こえない子供たちが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え。さらには手話を言語として普及、研究をすることができる環境の整備に向け、個別法を整備し、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年12月17日、東白川村議会議長 服田順次。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣宛て。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（服田順次君）

日程第18、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

指名については、議長において指名をいたします。異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

それでは指名いたします。岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員規約第7条第2項第1号に定める議員に、東白川村長 今井俊郎君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました東白川村長 今井俊郎君を本連合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、東白川村長 今井俊郎君を当選人とすることに決定しました。選出された東白川村長 今井俊郎君に対し、会議規則第32条第2項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されたことを告知します。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（服田順次君）

日程第19、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

平成26年12月17日、東白川村議会議長 服田順次様。議会運営委員会委員長 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取り扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上です。

○議長（服田順次君）

お諮りします。委員長の申し出どおり、閉会中における継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中における継続調査をすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成26年度第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員